

カチツスハ「呼ハル」ノ義「アドウカチツス」ハ即チ助ケノタメニ呼ハル、ル人」ノ意ナリ

〔釋解〕民事裁判所又ハ刑事裁判所ニ於テ人民ノヲメニ辨護スル人チイフ○ダローズ「アウカ」チ「デファンストール」(保護人)トモイフ「アウカ」ハ法律學士ノ免狀ヲ得テ人民ノ榮譽生命自由財産ヲ裁判所ニテ保護スル爲メニ任セラレタル人ナリ

〔參照〕論議半折ノ場合ハ(訴)一一八、敬慎願書ニ付テハ(訴)四九五、四九九、大審院上告ハ(治)四二四、

アウオルトマン

流産

墮胎

〔本義〕「アウカ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ナリ「アウカ」テハ羅甸ノ「アボリオル」ヨリ出ツ「アボリオル」ハ「アブ」ト「オリオル」ト合成シタルモノコテ「アブ」ハ缺クルノ意ヲ示ス語ナリ「オリオル」ハ「生ル」ノ義  
〔釋解〕生期ニ至ラスシテ子ヲ生ムチイフ但故ヲコ生期ニ違ヒ子ヲ生ムノ所爲ハ一ツノ重罪タリ  
〔參照〕(刑)三一七、

アウーエ

代訟人

〔本義〕「アウカ」ニ同シ  
〔釋解〕訴訟ヲ爲スニ付キ訴訟手續キニ循ヒテ訴訟人ノ代理ヲ爲サシムル爲メニ民事ノ初告裁判所及上等裁

判所ニ設ケタル官吏ナリ佛國ニテハ總テ代訟人ニ依  
 頼セサレハ出訴ヲ爲スヲ得ス○ハシツレ代訟人タル  
 人ハ少クトモ年齢廿五歳ニシテ法學校ニ於テ一年間  
 ノ修業ヲ爲シ治罪法訴訟法ノ試験ヲ受ケシ後テ學校  
 ノ證書ヲ所持シ且代訟局ヨリ渡シタル人品ト行狀ト  
 ノ證書ヲ持參シ又法律ノ定メタル金高ヲ保證トシテ  
 出サ、ルヘカラス又之ヲ任スルニハ其附屬スヘキ控  
 訴院ノ申立ヲ以テ國君ヨリ命セラルヘシ又破毀院ニ  
 於テハ「アウガ、ド、ラ、シール、ド、カサシオン」即チ破毀院代  
 言人ト稱シ定員六十人アリ皆皇帝ヨリ之ヲ命ス此代  
 言人ハ代訟ヲ兼ルニ依リテ「オフ、シエ、ミニス、テリ、エ、ル」  
 中ニ入ルモノトス

〔參照〕代訟人ノ設ケ方ハ(訴)六一、七五、新代訟人ハ(訴)三四  
 二、三四四、入費及ヒ手数料ハ(訴)一〇四、一三三、拂方ノ訴  
 ハ(訴)四九ノ五項、六〇、時效ハ(民)二二七三ヨリ二二七五  
 マテ、訟件讓渡ハ(民)一五九七、計算ハ(訴)五三六、場所出張  
 ハ(訴)二九七、願下ハ(訴)四〇二、證人吟味ハ(訴)二五七、二九  
 三、裁判執行ハ(訴)一〇三八、詐偽陳述ハ(訴)二一五、債主ノ  
 順序ハ(訴)七六〇、七六一、七六四、繼續セサル訴訟ノ消滅  
 ハ(訴)四〇〇、證據書類ハ(民)二二七六、二〇六〇ノ七項、(訴)  
 一九一、一九二、裁判官ヲ訴フル事ハ(訴)五一二、敬慎願書  
 ハ(訴)四九二、責任ハ(訴)一三二、三五二、不動産拿住ハ(訴)七  
 〇五、七〇七、七一、年金拿住ハ(訴)六五一、封印ハ(訴)九三  
 二、書面審査ハ(訴)一九六、

Ayant cause.

エイアン・ユーズ

承權者

一〇四

Ayant droit.

エイアン・ドロア

承權者

〔本義〕「エイアン」ハ「アウガル」トイフ動詞ノ現在分詞ナリ  
「アウガル」ハ「持ツ」ノ義「エイアン」ハ「持ッ人」ノ義ナリ（「コー  
ズ」ハセノ部一四「ドロア」ハデノ部六四ニ見ユ）

〔釋解〕定リタル事物ニ係リテ一人ノ權利ニ代リ其人ノ  
地位ニ立ッ人チイフ故ニ獲得者ハ賣主ノ「エイアン」コ  
「ズ」即チ「エイアン」ドロアナリ此語ハ通例財産全部ニ  
係リテ人ノ權ニ代ルヲニ就キテ之チイハスシテ專ラ  
財産ノ一部ニ係リ人ノ權ニ代ルヲニ就キテ用ヰル

〔参照〕證書ノ效ハ（民）一三一九、一三二二以下、誓ノ效ハ（民）  
一三六五、婦ノ承權者ハ（民）一四五三、社員ノ承權者ハ（商）  
六二、

ペノ部

友指 敗

賃貸

Bail.

〔本義〕「バイエトイフ」働詞ノ變シタル名詞ニテ「バイエ」ハ  
羅句ノ「バツラレ」ヨリ出ツ「バツラレ」ハ「支配スル」與フル  
「保ツ」ノ義ナリ

〔釋解〕家屋或ハ田畑ニ關スル財産ニ付テノ賃貸契約チ  
イフ即チ下文諸語ノ如キ是レナリ○リトレ價ヲ取リ  
期限ヲ定メ物件ノ「ジョイサンス」〔收益ナリシ〕部三チ得  
ル權ヲ讓リ與フル契約チイフ又其契約書チモイフ  
〔參照〕幼者ノ財産ハ〔民〕四五〇、四八一、一四二九、一四三〇、  
一七一八、受禁者ノ財産ハ〔民〕五〇九、土地賃貸ノ價ハ民

法上ノ果實タルコトハ(民)五八四、收質者ノ質貸ヲ爲スヲ得ルコトハ(民)五九五、六〇二、夫ガ其婦ノ財産ニ付キ質貸ヲ爲スヲ得ルコトハ(民)一四二九、一四三〇、質貸ノ總則ハ(民)一七一三、一七七九、質貸辨濟ニ付キ民事禁錮ヲ爲ス場合ハ(民)二〇六二、拿住權者カ質貸ヲ取消サシムル場合ハ(訴)六八四、所有者ノ人權保證ハ(民)二一〇二、(訴)八一九、

バイ、ア、ロアイエ

Bail à loyer.

家屋ノ賃貸

〔本義〕「ア」ハ「ユ」ナリ「ロアイエ」ハ「賃貸」ナリ(エルノ部一七)〔釋解〕按民法千七百十一條「バイ、ア、ロアイエ」トハ家屋及ヒ「ユ」ナル(動産ナリ)エムノ部八ノ賃貸ヲイフ

〔參照〕(民)一七五二以下、

バイ、ア、フェリム

Bail à ferme.

田畑ノ賃貸

〔本義〕「フェリム」ハ「賃貸契約」ナリ〔釋解〕按民法千七百十一條「バイ、ア、フェリム」ハ田畑ノ賃貸ヲイフ

〔參照〕(民)一七六三以下、

バイ、ア、シエテル

Bail à cheptel.

畜類ノ賃貸

〔本義〕「シエテル」ハ「畜類賃貸契約」ナリ(セノ部二三)〔釋解〕畜類ノ賃貸ヲイフ又單ニ「シエテル」トモイフ〇〔按〕民法千七百十一條「バイ、ア、シエテル」ハ貸主ト借主トニ利益

チ分ツ「アニマル」(獸類ナリ)ノ貸貸チイフ  
〔参照〕畜類貸貸ハ(民)五二二、一七一、一七一八、

1) Baigne.

バニウ

徒刑場

〔本義〕此語本義詳ナラス一説ニ昔「公斯旦丁堡」ニ於テ囚人ヲ閉テ籠メ置キタル浴場アリ之ヲ「ベントイフ」蓋シ「バニウ」ハ此ヨリ生シテ語ナラン  
〔釋解〕「バニウ」ハ「ト」ラウ「オ」ルセ「徒刑ナリテ」ノ部一六ニ罰セラレタルモノヲ集メ置ク場所ナリ

バン

公告

監視刑人ノ居所

11) Ban.

〔本義〕日耳曼ノ古語「バン」ナシヨリ出ツ「バン」ナシハ「指示」ナリ轉シテ「廣告」ノ義ト爲リ又刑人ノ住スヘキ地ヲ限リテ之ヲ指示スノ意ヨリ轉シテ監視刑人ノ「レ」シダン「ス」(居所ナリエル)ノ部三七「チイフ」トナレリ  
〔釋解〕「バン」ハ事ヲ公ケニ知ラスルコトナリ又監視刑ニ罰セラレタル者ヲ住セシムル場所チイフ  
〔参照〕婚姻廣告ハ(民)六三以下、一六六以下、一九二以下、葡荷收納廣告(刑)四七五ノ一項、

バニスマン

追放

〔本義〕「バニウ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「バニウ」ハ「國外へ逐ヒ出ス」ノ義又「一」ノ場所ヨリ遠サクルノ義

四 Bannissement.

ベノ部

〔釋解〕國境ノ外へ退出ス加辱刑ノ名ナリ  
〔參照〕(刑)八ノ一項、二八、三二、三三、三六、四八、五六、六七、八四、  
八五、一一〇、一一五、一二四、二〇二、二〇四、二二九(迄)五一  
八以下、

盤<sup>バン</sup>句<sup>グ</sup>嘍<sup>ル</sup>土<sup>ツ</sup> 步<sup>ブル</sup>魯<sup>ル</sup> 嘯<sup>ブ</sup>

Banqueroute.

倒行

〔本義〕伊太利ノ「パンカロタ」ヨリ出ツ「パンカロタ」ハ「パン  
カ」ト「ロ」ト合成シタルモノニテ「パンカ」ハ「椅子」ナリ「ロ  
ト」ハ「破滅」ノ義「パンカロタ」ハ即チ「破レタル椅子」ナリ古  
〜商人義務ヲ辨濟スル能ハサル時ハ其取引所ニ陳設  
セル腰掛ヲ打チ毀ツ慣習アリキ由チ身代破損ノ名ニ  
轉用セリ

〔釋解〕分散人ニ大ナル過失アルキハ其分散ヲ「パンクル  
ート」トイフ○「按」「パンクルート」デコン「フィチッル」(デノ部一  
〇)「ラアイト」(エフノ部一)ノ三語ハ各區別アリ「パンクル  
ート」ハ詐偽又ハ法律ニ預定シタル過失ノ場合ニ於テ  
分散シタル商人ノ身分チイヒ「デコンフィチッル」ハ商人ニ  
非サル負債辨濟ノ力ナキ負債者ノ身分チイヒ「ラアイト」  
ハ商人ノ負債辨濟ノ力ナキ者ノ身分チイフ(リトレコ  
據ル)

パンクルート、センプル

Banqueroute simple.

尋常倒行

〔本義〕「センプル」ハ「單一」ノ義ニテ下ノ「フロザールズ」ニ對  
シテ用サル語ナリ

〔釋解〕分散人ニ譴責スヘキ過失アルモ詐偽ノ罪スヘキモノナキトキハ共分散ヲ「バンクルート、センプルトイ」

〔參照〕(商)六九、五一、五八四以下、六〇一、

Banqueroute fraudulense.

詐偽倒行

〔本義〕「フロザルーズ」ハ「詐偽」ナリ

〔釋解〕分散人ニ詐偽ヲ以テ罪スヘキモノアルトキハ共分散ヲ「バンクルート、フロザルーズ」トイフ

〔參照〕(訴)九〇五、(商)五一〇、五二一、五四〇、五九一、五九三、六〇一、六一一、(刑)四〇二、

六

Baraterie.

バラトリ

私曲

〔本義〕伊太利ノ「バラテリア」ヨリ出ツ「バラテリア」ハ同國ノ「バラト」ヨリ出ツ「バラト」ハ「欺ク人」ナリ

〔釋解〕船長、船監、水手長、水手等ノ「アレウアリカシオン」(私曲)ナリペノ部五二(即チ他ニ害ヲ加ルノ意アリテ其職掌ヲ闕シ「チイフ」○リトレ荷主或ハ積荷請合人ニ對シテ犯シタル船主或ハ船長ノ「フロード」(詭欺)ナリユフノ部二六(チイフ)

〔參照〕(商)三五三、

七

Barre.

欄

パール

〔本義〕「バー」ハ本ト「木又鐵ノ細ク長キモノ」チイフ

ハノ部



〔釋解〕リトレ「バール」ハ裁判所ニ於テ官吏ノ居ルヘキ處ト公衆ノ居ルヘキ處トノ間ニ設ケタル欄ナリ

バロー

Barreau.

欄坐

代言組

〔本義〕「バロー」ハ「バール」ノ轉語ナリ

〔釋解〕代訟人代言人ノ裁判所ノ座位ハ「バール」ノ前ニ在ルナリ○リドレ「バロー」ハ訟庭ニテ代言人ノ居ルヘキ場所ヲイヒ又代言人組ノヲチモイフ

バートニエ

八

Batonier.

代言取締

〔本義〕「バートン」ヨリ出ツ「バートン」ハ「杖」ナリ千三百四十

二年四月セン、ニコラスガ宗教ノ集會禮式ヲ開キタル

時ニ佛王フリプ六世ガセン、ニコラスノ杖ヲ携ヘテ集

會ニ臨ミ上席セシマアリ此ヨリシテ代言人ノ上席者

ヲ「バートニエ」トイフ

〔釋解〕「コンセイ、ド、ヂシプリヌ」(代言人集會)ニ上席スル代

言人ノ長ヲ「バートニエ」トイフ○リトレ代言組ノ名譽

ヲ保チ規則ヲ行フ爲メ一時代言人中ヨリ選衆セラレ

タル代言組ノ長及ヒ其代理人ヲイフ

ボーフレル

夫ノ兄弟

妻ノ兄弟

姉妹ノ兄弟

Beau frère.

Belle sœur.

ベル、スール

夫ノ姉妹

妻ノ姉妹

兄弟ノ妻

ポー、メル

Beau père.

夫ノ父

妻ノ父

母ノ後夫

ベル、メル

夫ノ母

妻ノ母

父ノ後妻

Belle mère.

Beau fils.

ポー、フェイス

前妻ノ男

前夫ノ男

婿

ベル、フィウ

前妻ノ女

前夫ノ女

婦

Belle fille.

〔本義〕ポーハ男性「メル」ハ女性皆「美シキ」義「フレル」ハ「兄弟」  
「スール」ハ「姉妹」ナリ「メル」ハ「父」「メル」ハ「母」ナリ「フェイス」ハ「男子」  
「フィウ」ハ「女子」ナリ

〔釋解〕リトレ夫婦互ニ共兄弟ヲ稱シテ「ポー、フレル」トイ

ヒ姉妹ヲ「ベル、スール」トイヒ父ヲ「ボー、ベル」トイヒ母ヲ「メル、メル」トイヒ匹偶ト爲シタル人ノ男子ヲ「ボー、フィス」トイヒ女子ヲ「ベル、フィウ」トイフ又姉妹ノ夫ヲ「ボー、フレ」トイヒ兄弟ノ妻ヲ「ベル、スール」トイヒ繼父ヲ「ボー、ベル」トイヒ父ノ後妻ヲ「ベル、メル」トイヒ女ノ夫ヲ「ボー、フィス」トイヒ子ノ妻ヲ「ベル、フィウ」トイフ

〔参照〕(民)一六四、二〇六、

10

Bénéfice d'inventaire.

ベネフィス、ド、エンヴァンテル  
相續ノ便益

〔本義〕「ベネフィス」ハ羅句ノ「ベネフィシオム」ヨリ出ツ「ベネフィシオム」ハ「ベネ」ト「フィシオム」ト合成シタルモノニテ「ベネ」ハ「幸ヒ」ノ義「フィシオム」ハ「ファセシ」ノ轉語ニテ「爲ス」ノ義「ベ

ネフィス」ハ「利益」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「エンヴァンテル」ハ「目錄」ナリ(イノ部二八)(口音)「ベネフィス、デンヴァンテル」

〔釋解〕遺物相續ニ當リ直ニ之ヲ領承スルトキハ己レ一身ノ身代ニ害アラソトテ恐ル、相續人ヲシテ義務ト利益トノ幾許ヲ確知セシムルシメ法律ヨリ與ヘタル特權ナリ「ベネフィス、デンヴァンテル」ノ效ハ遺物相續ノ財産ト相續人ノ固有財産トヲ區分シテ混淆ヲ避クルニ在リ又「ベネフィス、デンヴァンテル」ニ由テ相續シタル者ハ遺物中ニ相續スル所ノ利益ノ外、責メヲ負ハス若シ死者ノ身代ノ負債ヲ償フニ足ラサルキハ相續人ハ其債主ニ對シ只遺物ヲ管理スルノ義務アルノミ

〔参照〕相續領承ハ(民)七七四、日限ハ(訴)一七四、目錄限リノ

相續其效其相續人ノ義務ハ(民七九三以下、(訴九八六以下、諸雜費ハ(訴一三三、相續人ハ(民七八二、登記ハ(民二一四六、幼年者ハ(民四六一、時效ハ(民二二五八、

皮髮<sup>ビアン</sup> 喉<sup>ビヤン</sup>

財産

11 Bien.

(本義)羅甸ノ「ボナ」ヨリ出ツ「ボナ」ハ「幸福」ナリ人ノ幸福ヲ得ルハ財産ヲ以テ根基トス故ニ「財産」ノ義ニ轉シ由テ又「權」ノ本「訴」ノ本「チモ」ビアン」トイフ  
(釋解)權利ノ本ト爲リ又ハ訴ノ本ト爲ルヘキ總テノモノチイフ  
(參照)十八歳以下ノ幼者ノ財産ハ(民三八四ヨリ三八七マナ動産不動産ノ別ハ(民五一六以下、無主ノ財産ハ(民

五三九、邑ノ財産ハ(民五四二、公舎ノ財産ハ(民五三七、一七一二、無主ノ財産ヲ有スヘキ人ハ(民七一三相續ヲ規定スル爲メニ財産ノ出處ヲ搜索セサル「(民七三二、嫁資財産ハ(民一五四九、嫁資外財産ハ(民一五七四、田野ノ財産ハ(訴六七五、財産ノ所有者及ヒ賃借人ノ權利ハ(訴八一九、分散人ノ財産管理ハ(民四四三、倒行者ノ財産管理ハ(民六〇一以下、

ビアン、コルポレル

有體財産

Biens corporels.

(本義)「コルポレル」ハ「コル」トイフ名詞ヨリ出ツ「コル」ハ體ナリ

(釋解)「接」財産ノ五感ニ觸レ得ヘキモノコシテ即チ土地

家産動産ノ如キモノヲイフ下ノ無體財産ニ對スル語ナリ

Biens incorporels.

ビアン、エンコルポレル

無體財産

〔本義〕「エンコルポレル」ハ「エン」ト「コルポレル」ト合成シタルモノニシテ「エン」ハ「無ノ義」コルポレル」ハ「體」ノ義〔釋解〕リトレ五感ニ觸レズ只思想上ニテ成立スル財産ヲイフ凡テ權利ナル者ハ其性質ヲ論セス皆無體ナリ而シ人權物權ハ即チ所謂ル無體財産ナリ

〔參照〕(民)一六八九、

ビアン、ムーブル

Biens meubles.

動産

〔本義〕「ムーブル」ハ動産ナリ(エムノ部八)  
〔釋解〕「按」單ニ「ムーブル」トイフキト同シ動産ノ謂ナリ  
〔參照〕(民)五一六、五二七、五三五、

Biens immeubles.

ビアン、インムーブル

不動産

〔本義〕「インムーブル」ハ不動産ナリ(イノ部二)  
〔釋解〕「按」單ニ「インムーブル」トイフキト同シ不動産ノ謂ナリ  
〔參照〕(民)五一六、五一七以下、

ビアンフェザンス

一二 Bienfaisance.

恩惠

〔本義〕「ビアン」ト「フェザンス」ト合成シタルモノニシテ「ビアン」

ベノ部

ハ「幸福」又「恩惠」ノ義「フェザンス」ハ「フェルト」イフ 働詞ノ現在  
分詞ヨリ出テタルモノニテ「フェル」ハ「爲ス」ノ義

〔釋解〕リトレ人ヲ惠ムイチイフ

コントラド、ビアンフェザンス

Contrat de bienfaisance.

恩惠ノ契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ(セノ部八三)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕一方ノ者ヨリ他ノ者ニ報償ヲ要セスシテ利益ヲ  
與ル契約チイフ

〔參照〕恩惠契約ハ(民)一一〇五、

皮噶彌 噓

Bigamie.

重婚

〔本義〕羅甸ノ「ビガモス」ヨリ出ツ「ビガモス」ハ「ビト」ガモス

ト合成シタルモノニテ「ビ」ハ「二ツ」ノ義「ガモス」ハ本ト希  
臘ノ語ニテ「婚姻」ノ義

〔釋解〕一時ニ二ツノ婚姻ヲ結ヒタル者ノ有様チイフ古  
ヘハ「ビガミ」ノ罪ヲ犯ス者ハ死刑ニ處ヒシカ方今ハ之  
ヲ徒刑ニ處ス○ハシツレ最初ノ婚姻ノ解止セサルニ第  
二ノ婚姻ヲ結ヒタル人ノ重罪チイフ

〔參照〕(民)一四七、訴訟手續ハ(民)一八八、一八九、一九〇、失踪  
ノ場合ハ(民)一三九、罰ハ(刑)三四〇、

皮關 噓

Bilan.

財産調書

〔本義〕伊太利ノ「ビランシオ」ヨリ出ツ「ビランシオ」ハ「秤」ナ  
リ今「ビラン」ハ「秤」ニテ量ルノ意ニ用ヰル

〔釋解〕「ラフィット」(分散ナリエフノ部一)又ハ「デコシフィヤル」(破産ナリテノ部一〇)ヲ爲シタル總テノ負債主ノ有分渡分ヲ記載シタル書付チイフ

〔參照〕(訴)八九八(商)四三九、四七六、五二二、

ビラテラル

Bilateral

雙務

〔本義〕「ビ」ト「ラテラル」ト合成シタルモノニテ「ビ」ハ「二ツ」ノ義「ラテラル」ハ「物ノ一方」ノ義

〔釋解〕「シナラグマヤシ」(交互ノ、義ニスノ部三〇)ニ同シ  
○リトレ「ビラテラル」ハ契約人ノ雙方共ニ義務ヲ負フノ意

〔參照〕交互ノ契約ハ(民)一一〇二、

ビエー

手形

商用手形

Billet

〔本義〕羅甸ノ「ビラ」ヨリ出ツ「ビラ」ハ羅馬帝又羅馬法王ノ「返答書」若シハ其「命令書」チイフ又「書付」ノ「」ニモ用ヰル  
〔釋解〕「ビエー」ハ總テ自ラ負債ヲ認メタル書面チイフ商業上ニ用ヰル「ビエー」即チ「エフ」ド、コメルス(商用手形ナリエノ部四)ノ中ニハ裏書ヲ以テ之ヲ移轉シ他ノ式ヲ要セサル「」アリ即チ「レートル」ド、ジャンツ(爲替手形ナリセノ部一九)及ヒ「ビエー」ア、オールドル(指令手形ナリ本部一七)ノ「」トキ是ナリ○リトレ「ビエー」ハ書狀ノ小ナルモノニテ常ノ書狀トハ形ヲ異ニスルモノナリ商事ニ

ベノ部

テハ甲ヨリ乙ニ對シテ債フ所ノ義務ヲ記載シタル書  
付チイフ〇ハシレ金額又ハ他ノ價ヲ辨濟セント或ル  
人ニ對シテ約束スル書付ナリ  
〔参照〕私印ノ手形ハ(民)一三二六、一三二七、手形ヲ毀燒シ  
タル者ノ刑ハ(刑)四三九、

ビエー、ア、オールドル

指令手形

一七 Billet à ordre.

〔本義〕「ア」ハ「ニ」ナリ「オールドル」ハ「命令」ナリ(オノ部一)  
〔釋解〕「接」ビエー、ア、オールドルハ爲替手形ノ如キ商用手形  
ニテ裏書ヲ以テ移轉シ其他ノ式ヲ要セサルモノナリ  
爲替手形ハ必ス之ヲ作ル者ト之ヲ有スル者ト及ヒ之  
ヲ拂フ者トノ三人アリト雖モ「ビエー、ア、オールドル」ハ手

一八

Blanc-seing.

形ヲ作ル者ト之ヲ有スル者トノ二人アルノミニテ其  
之ヲ拂フ者ハ即チ手形ヲ作リタル者ナリ〇リトレ甲  
ヨリ乙ニ對シテ其債フ所ノ義務ヲ認メテ之ヲ作り乙  
ニ渡ス所ノ手形ナリ其手形ハ乙ハ勿論乙ヨリ裏書ノ  
式ニテ讓受タル者アルモ甲其者ニ對シ手形ノ義務  
ヲ盡サ、ルヘカラス此手形ヲ「ビエー、ア、オールドル」トイ  
フ

〔参照〕商一八八、四四四、六三六、

ブランセン

押印白紙

〔本義〕「ア」ハ「白キ」ノ義「セン」ハ「印」ナリ  
〔釋解〕他ヲ信用スルニ依リ文言ヲ記セス惟花押ノミチ

メノ部



書シテ渡シタル紙チイフ

Abus de blanc-seing.

アビヤド、ブランセン

押印白紙ノ妄用

〔本義〕アビヤハ妄用ナリ(アノ部一)(ドハノナリ

〔釋解〕押印白紙ヲ妄用シ利ヲ謀ルモノハ詐偽取財ヲ以テ論ス

〔参照〕白紙手形信任妄用ハ(刑)四〇七、

訥恩 噉

Bon.

認可

手形

〔本義〕ボンハ本ト善キノ義今此ニテハ可ナリノ義ニ用非共意ヨリシテ認可シタルモノチイフ

Bon père de famille.

善良家父

ボン、ペル、ド、ファミイウ

〔釋解〕認可ノ義ニ用非又「ビエ」(本部一六)ノチイフ  
〔参照〕(民)一三二六、一三二七、

〔本義〕ボンハ善良ナリ「ペル」ハ「父」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「ファミイウ」ハ「親屬」又「一家」ナリ

〔釋解〕善キ支配人トイフ意ナリ例ハ人ニ向ヒ某レノ事ヲボン、ペル、ド、ファミイウニ處置スヘシト命スルヲアランニ其趣意ハ則チ善ク支配スヘシ然ラサレハ抵償ノ責アリトイフノ意ナリ○リトレ「アン、ボン、ペル、ド、ファミイウ」トイヘハ「一家ノ主タル者ノ己レノ財産ヲ治ムルカ如ク深切」トイフ意ナリ

〔参照〕(民)四五〇、六〇一、六二七、一一三七、一三七四、一七二八、一七六六、一八〇六、一八八〇、

111

Bonne foi.

ボンヌ、フォア

善意

〔本義〕「ボンヌ」ハ「善良」ナリ、「フォア」ハ「意」ナリ  
〔釋解〕已レニ不道理アルヲ全ク知ラサル者ヲ「ボンヌ、フォア」ノ人トイフ〇リトレ人一事ヲ爲スニ當リ權利ヲ行ヒ法律ニ循ヒタリト自ラ信スル心ヲイフ〇「按」ボンヌ、フォア」ハ「モーウエーズ、フォア」(惡意ニ)對シテ用井ル語ナリ  
〔参照〕婚姻ニ付キ善惡ノ效ハ(民)二〇一、二〇二、善惡ヲ構成スル事柄ハ(民)五五〇、占有者ノ善意ハ(民)五四九、種樹者建築者ノ善意ノ效ハ(民)五五五、約束ヲ行フニ付テ善

意ヲ要スルヲハ(民)一一三四、動産ヲ二重ニ賣却シタルハ善意ノ效ハ(民)一一四一、三二七九、辨濟ニ付キ善意ノ效ハ(民)一二四〇、財産讓渡ニ付キ善意ヲ要スルヲハ(民)一二六八、受取ルヘカラサル物ヲ善意ニテ受取リタル人ハ(民)一三七六、一三七九以下、期滿免除ニ付キ善意ヲ要スルヲハ(民)二二六五以下、必ス善意ナリト推測スルヲハ(民)二二六八、

111

Bornage.

ボルナシウ

設界

〔本義〕「ボルナシウ」ハ「ルボ子」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「ボル子」ハ「境界ヲ付ル」ノ義ナリ  
〔釋解〕相ヒ接シタルニツノ土地ヲ區別スルヲイフニ

ハノ部

ツノ土地ヲ區別スルコトハ「ボルヌ」(境ナリ)ノ設置ヲ以テ  
ス。○リトレ「ボルナジ」ハ土石若クハ垣籬等ヲ置クコトナ  
リ

〔参照〕(民)六四六、

ブランドン  
旬藍鈍 嘴

目標

Brandou.

〔本義〕羅甸ノ「ブランド」ヨリ出ツ「ブランド」ハ草ヲ束テテ  
作リタル標シナリ

〔釋解〕一時ノ目標ノ爲メニ物件ノ上ニ付シタル轉移ス  
ルヲ得ヘキ總ヘテノ印シチイフ多クハ動産ノ拍賣物  
ヲ知ラスルヲメコ之ヲ用キル故ニ「セイジ、ブランドン」  
〔附標〕拿住ナリニスノ部一ノ語アリ「セイジ、ブランドン」

ハ未ク刈リ取り摘ミ取ラサル作物、林檎、梨、麥、艸等ノ拿  
住及ヒ拍賣ノ時ニ爲スモノナリ

〔参照〕(訴)六二六以下、

ブレフ、デレ

縮期減短日限

Bref délai.

〔本義〕「ブレフ」ハ「短キ」ノ義「デレ」ハ「日限」ナリ

〔釋解〕訴訟手續ノ成規ノ日限ヨリ短キ日限チイフ要急  
ノ事件ニテ若シ遲緩スレハ損害ヲ生スヘキ場合ナル  
トキハ訴訟人ノ願ヒニ依リ裁判官ハ日限ヲ減縮シテ  
呼出ヲ爲スコトヲ許スチ得可シ

〔參照〕(訴)七二、七六、四五九、八〇二、八三九、(商)六四七、

ブル  
旬兒物齋 啤

Brevet.

二五

ハノ部

簡略證書

〔本義〕「ブレフ」ヨリ出ツ「ブレフ」ハ「短キ」ノ義  
 〔釋解〕公證人ノ作ル書類ニテ其本書ヲ公證人ノ許トニ  
 留メ置カサルモノナイフ○リトレ公證人ノ許トニ本  
 書ヲ留置カス之ヲ記スルコモ亦執行權ヲ與ル書式ヲ  
 用非サル書付ナリ○ハシレ生命保險狀代理狀、受取書、  
 其他簡短ノ書面并ニ通常ノ義務證書、ハ無論書入ヲ設  
 ル時ニテモ「ブルウ」ノ書面ヲ與フルヲ得ヘシ此書面ニ  
 ハ執行ノ力ナシ此書面ニ執行ノ力ヲ得シメンコハ公  
 證人ノ許トニ此書面ヲ還シ更ニ公證人ヨリ「グロス」(大  
 字副書ナリゼノ部一)ヲ受取ラサルヘカラス  
 プロキッタシオン、ブン、ブルウニ  
 Procuration en brevet.

簡略委任狀

〔本義〕「プロキッタシオン」ハ「代理委任狀」ナリ(ベノ部六〇)「ア  
 ン」ハ「ニ」ナリ  
 〔釋解〕リトレ公證人ノ作ル書類ニテ公證人ノ許トニ本  
 書ヲ留メ置カス之ヲ記スルコモ亦執行權ヲ付シタル  
 書式ヲ用非サル代理委任狀ヲ云フ  
 ブルウニ、ド、エンウァンシオン  
 Brevet d' invention.

發明認定證

〔本義〕「ブルウ」ハ上ニ見ユ「エンウァンシオン」ハ「發明」ナリ(口  
 音)「ブルウ」ニ「デ」ウァンシオン  
 〔釋解〕行政官ヨリ渡シタル書面ニテ其書面ハ發明ノ所  
 有權ヲ要求スル人ノ爲メニ其所有權ヲ認定スルモノ

ナリ○リトレ發明者ニ其發明シタル物ヲ製シ又ハ之  
ヲ賣ルノ特權ヲ附與スル書付チイフ  
〔參照〕千八百四十四年七月五日ノ法律

二六

Bris.

ブリ  
毀壞

Bris de clôture.

ブリ、ド、クロナウル  
繞圍毀壞

Bris de porte.

ブリ、ド、ポルト  
門戶毀壞

Bris de prison.

ブリ、ド、プリゾン  
監獄毀壞

Bris de scellés.

ブリ、ド、セレン  
封印、毀壞

〔本義〕「ブリ」ハ「ブリゼ」トイフ働詞ヨリ出テタル名詞ニテ  
「ブリゼ」ハ「物ヲ毀壞スル」ノ義「クロナウル」ハ「繞圍」ナリ「ポルト」ハ「門戶」ナリ「プリゾン」ハ「監獄」ナリ「セレン」ハ「封印」ナリ「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「ブリ、ド、クロナウル」以下四語ニ付テ「ブリ」ハ總ヘテ  
ノ「エフ」ヲ「シャル」エフ「ラシオン」(エノ部六、此語及ヒ「エフ」  
ヲ「ラシナル」ハ皆故ヲ「カ」ナ用「物ヲ破壞スル」チイフ  
ノ意ニ解スヘシ○リトレ暴行ヲ以テ爲シタル毀壞チ  
イフ

〔參照〕繞圍毀壞ハ(刑)四五六、監獄毀壞ハ(刑)二四一、二四三

ヨリ二四六マタ、封印毀壞ハ(刑)二四九以下、

Bris de navire.

ブリ、ド、ナヴィル

船艦、毀壞

〔本義〕「ナヴィル」ハ「艦」ナリ

〔釋解〕海上ノ災難ニテ船艦ノ破壊スルコトイフ

〔參照〕(商)二五八、三六九、三八一、

ビッロー、ド、コンシリアシオン

二七

Bureau de conciliation.

勸解局

〔本義〕ビッロー「ハ本ト書キ物ヲ爲シ又ハ金銭等ノ計算ヲ

爲ストキニ用ヰル卓子ナリ後チ「署局」ノ「コ」用ヰル「ド」

「ハ」ナリ「コンシリアシオン」ハ「勸解」ナリ(モノ部五九)

〔釋解〕人民相争フ事アリテ和解ヲ乞ハント欲シ出頭シ

タルトキ治安裁判官ノ勸解ヲ爲ス場所ヲイフ

〔參照〕(民)二二四五、(訴)八七八、

セノ部

カボタジツ

近海運漕

CaBotage.

〔本義〕出處未タ詳ナラス一説ニ「カボタジツ」ハ伊太利ノ「カ  
 ボ」西班牙ノ「カボ」ヨリ出ツト「カボ」カボ」ハ共ニ  
 「岬」ナリ「カボタジツ」ハ「岬」ヨリ岬ノ間ヲ航スルノ意ナリト  
 〔釋解〕海岸ニ沿ヒテ爲ス船運送ノ渡世チイフ○リトレ  
 海岸ニ沿ヒテ岬ヨリ岬ニ又ハ港ヨリ港ニ運漕航行ス  
 ルヲチイフ是レ「グランド」ナウイガシオン、オー、ドラ、メ  
 ル（「グランド」ハ「大」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ナウイガシオン」ハ「航海」  
 ナリ「オー」ハ「於」ナリ「ドラ」ハ「外」ノ義「デ」ハ「ノ」ナリ「メル」ハ「海」  
 ナリ外洋大航海チイフニ對スル語ナリ

セノ部

Petit cabotage.

プナ、カボタジツ

近海小運漕

〔本義〕「プナ」ハ「小」ナリ

〔釋解〕近接シタル港ト港トノ間ニ爲ス船運漕渡世チイ  
フ

〔參照〕商二二九、

グラン、カボタジツ

Grand cabotage.

近海大運漕

〔本義〕「グラン」ハ「大」ナリ

〔釋解〕遠隔ノ港ト港トノ間ニ爲ス船運漕ノ渡世チイフ

Caducité des legs.

カデウシテ、デ、レ

遺囑ノ消滅

Caducité des donations.

カデウシテ、デ、ドナシオン

贈與ノ消滅

〔本義〕「カデウシテ」ハ「カデウク」トイフ形容詞ノ變シタル名詞  
ニシテ「カデウシ」ハ羅甸ノ「カデレ」ヨリ出ツ「カデレ」ハ「落ル」  
ノ義「カデウシテ」ハ「零落」ナリ「デ」ハ「ノ」ナリ「レ」ハ「遺囑物」ナリ  
(エルノ部七)「ドナシオン」ハ「贈與」ナリ(デノ部六二)

〔釋解〕「カデウシテ、デ、レ」ハ遺囑ヲ受ケタル者其受クヘキ利  
益ヲ得ル能ハサルヲチイフ「カデウシテ、デ、ドナシオン」ハ  
贈與ヲ受タル者其受クヘキ利益ヲ得ル能ハサルヲチ  
イフ○「バシッレ」法律語ニテハ通常適正ナル贈與遺囑ノ  
或ル偶然ノ事ヨリ其效ヲ失フニ至リタルチイフ婚姻  
ヲ爲スノ目的ニテ爲シタル贈與ハ其婚姻ノ成立サル



時ニハ消滅シ又遺囑ハ贈與ノ高其處置スルヲ得ヘキ分量ヲ過キ或ハ分量ニ等シキ時ハ消滅ス(民法千三十九條)又遺囑ヲ受クヘキ者遺囑者ニ先テテ死去スルハ其遺囑ハ消滅シテ其相續人ニ移ルヲナシ但シ遺囑中ニ認定シタル負債アルハ格別ナリ又遺囑ヲ受ル者ノ身ニ遺囑ヲナスシテ例ヘハ教育所支配人ノ如キ其支配人トイフ身分ニ就テ之ヲ爲スハ消滅スルヲナシ又未必條件ニテ爲シタル一切ノ遺囑ハ其條件ノ成就スル前ニ遺囑ヲ受ル者死去スルハ消滅シ又遺囑物遺囑者ノ存命中ニ死亡シタルトキ即チ其物ノ形體及ヒ用方ノ全シ變シタルハ消滅スヘシ但シ遺囑物ノ一部分ノ改リタルハ別段ナリトス又遺囑ヲ

受ル者其遺囑ヲ拒謝シ又ハ其不能力者タルハ消滅スヘシ

〔參照〕(民)九二五、九八七、一〇三九以下、一〇八八、

カイエ、デ、シアルシウ

仕様帳

三 Cahier des charges.

〔本義〕「カイエ」ハ數多ノ紙ヲ一綴ニ爲シタルモノ「即チ帳面」ナリ「デ」ハ「ノ」ナリ「シアルシウ」ハ「負擔」ナリ〔釋解〕公ケノ競賣ヲ爲スヘキ動産不動産ニ付キ一切ノ「コンヂシオン」(條件)ナリ本部六三ヲ記載シタル明細書ナリ○「バシッレ」賣却又ハ公ケノ競賣ノ箇條ト其買主ノ從フヘキ義務トヲ記シタル書付ナリ而シテ其書付ハ通例帳面ノ體裁ニテ造ルモノナリ行政上ノ「アツヂカシ

オン(競賣ナリアノ部三四)ニ付テハ行政官自ラ「カイエ、  
デ、シアル」ヲ記載シテ之ヲ公ケノ場所ニ置キ以テ衆人  
ヲシテ知ルヲ得セシム「カイエ、デ、シアル」ハ公債ヲ募リ、  
鐵道ヲ造リ、公ケノ工業ヲ起スノ「アジヂカシオン」ニハ  
常ニ之ヲ用ル

(参照)不動産拿住ニ用ル仕様帳ハ(訴)六九〇ヨリ七〇  
二迄、七一三、七一九、年金拿住ニ用ル仕様帳ハ(訴)六四  
三、六四四、丁年者ノ不動産賣却ニ用ル仕様帳ハ(訴)九  
七二、九七三、幼年者ノ不動産賣却ニ用ル仕様帳ハ(訴)  
九五七、九五八、

カロムニ

Calomie.

誣罔

干東奴蠻カントヌマン 迭薺ユヅ 魚鱈直薺コアンツヤク 嗜噬シツ

森林使用權ノ變換

Cantonement des usages.

(本義)羅甸ノ「カロム」ヨリ出テ佛蘭西ノ古語「カラン  
ツ」又ハ「シラン」ツニ轉ス「カラン」ツ「シラン」ツハ共ニ「人」  
ヲル「又ハ挑」ニ激スル「ノ」義

(釋解)他人ノ而目ヲ害スルノ意アリテ爲ス虚言ナリ〇  
ハ「シレ」他人ノ品行又ハ名譽ヲ害スル虚偽ノ申立ナリ

(参照)誣罔ノ求刑ハ(民)七二七、誣罔ノ告發ハ(刑)三七三、

[本義]「カント」ヌマン「ハ」カント「ン」ト「イ」フ 樹詞ノ變シ

タル名詞ニシテ「カント」子「ハ」陣營ヲ設ケ場所ヲ區分  
シテ軍兵ヲ配置スル「ナリ」今「カント」ヌマン「ハ」土地  
ヲ分配スル「意」ニ用ユ「デ」ハ「ナリ」ニ「ザ」ツ「ハ」使用「ナリ」

〔釋解〕森林使用ノ權ヲ有スル人ニ森林ノ一部ノ所有權ヲ與ヘ其使用者タルノ名義ヲ變換セシムル所爲チイフ使用權ハ惟森林ノ上面ニ在ルモノナレモ「カントンヌマン」(カントンヌマン、デ、ユザグヰツ)ヲ單ニ「カントンヌマン」トモイフニ依テ全キ所有權ト變ス今「カントンヌマン」ハ森林ノ所有者ニ非サレハ之ヲ請願スルヲ得ス

〔參照〕官有ノ森林使用權ノ變換ハ(森)六三、六四、六五、卅及ヒ公舍所有ノ森林使用權ノ變換ハ(森)一一一、一一二、平人所有ノ森林使用權變換ハ(森)一一八、一二〇、一二一、

カパシテ

能力

Capacité

〔本義〕羅甸ノ「カペレ」ヨリ出ツ「カペレ」ハ「合ム」又「保ツ」ノ義

コシテ「空シカラサル」ノ意「カパシテ」ハ「缺ケ目無キ」ノ意ナリ今形容ノ意ニテ「能力」トス

〔釋解〕有效ノ事柄ヲ爲シ得ル人ノ有様チイフ○リトレ法律上ニテ事ヲ爲シ得ヘキ力チイフ

ハルチ「カパブル」

能力者

Partie capable

〔本義〕「パルチ」ハ「本人」ノ義(ベノ部一四)「カパブル」ハ「カパシテ」ヨリ出テタル形容詞ニシテ「能力アル」ノ義

〔釋解〕有效ノ事柄ヲ爲シ得ル「カパシテ」ヲ有スル人チイフ

〔參照〕贈遺々囑ノ如キ無報ノ事柄ニ付テノ能力ハ(民)九〇一以下、一般ノ契約及ヒ要報ノ契約ニ付テノ能力ハ

(民)一一〇八、一一二三以下、賣約ニ付テノ能力ハ(民)一五九四以下、請人ニ付テノ能力ハ(民)二〇一八、付托ニ付テノ能力ハ(民)一九二五、義務更改ニ付テノ能力ハ(民)一七二、實物提供ニ付テノ能力ハ(民)一二五八、辨濟ニ付テノ能力ハ(民)一二三八、會社ニ付テノ能力ハ(民)一八四〇、登記ニ付テノ能力ハ(民)四六七、四七二、二〇四五、

カピタル

元金

〔本義〕羅甸ノ「カピット」ヨリ出ツ「カピット」ハ「頭首」又「主」タルモノノ義ナリ  
 〔釋解〕總テ利息ヲ生スヘキ金高チイフ又利息變シテ元金トナリ更ニ利息ヲ生スルコアリ(アノ部六二、アナト

Capital

シヌム參看

〔參照〕數箇ノ義務中一ノ辨濟ニ付テノ元金ハ(民)一二五四書入登記ニ付テノ元金ハ(民)二一五一、嫁資分括ノ法ニ依テ嫁シタル婦ニ付テノ元金ハ(民)一二五九、自治或ハ治産ノ禁ヲ受ケタル者ニ付テノ元金ハ(民)四九九、幼年者ニ付テノ元金ハ(民)四八二、浪費者ニ付テノ元金ハ(民)五一三、年金ノ元金ハ(民)一九〇九、一九一三、返還ハ(民)一三七八、

クリム、カピタル

大辟

ペヌ、カピタル

極刑

Peine capitale.

〔本義〕「クリム」ハ「重罪」ナリ〔本部一〇〇〕「カビタル」ハ「頭首」ノ義ヨリ出テ「生命」ニ關スルノ義ニ用ユ「ベヌ」ハ「刑」ナリ（ベノ部二一）

〔釋解〕刑法ニ於テ「カビタル」ハ形容詞トシテ用ヰル「ア」リ即チ「クリム」カビタルトイフカ如キ是ナリ「クリム」カビタルハ死刑即チ「ベヌ」カビタルニ處スヘキ重罪ナリ

カプタシオン

八

Captation.

詐術

〔本義〕羅旬ノ「カプタレ」ヨリ出ツ「カプタレ」ハ「巧詐」ヲ以テ物ヲ取ントスルノ義ナリ

〔釋解〕他人ノ信用ニ狂レテ其財産ノ一部ヲ奪掠セントスルノ意ヲ以テ爲ス手立チイフ此語ハ「フロード」〔詭欺

ナリエフノ部二六）或ハ「ドレ」〔詐欺ナリテノ部五七）ト同義ニ用ヰル「ア」リ〇「リ」トレ「詭媚詭計」ヲ以テ人ヲ欺ク「ナ」リ〇「ダ」ロ「ズ」フ「ロ」ド「チ」以テ遺囑人ヲ取入レテ物ヲ與ヘシムル所爲チイフ〇「エ」ル他人ヲ籠絡スル仕方ニテ其人ノ意志ヲ奪フ「ナ」リ

カルカン

Carcam.

酒鎖

〔本義〕出處未タ詳ナシス亞耳曼ニ「ケルカ」トイフ古語アリ「スカンヂナウ」名國ニ「ケベルシ」トイフ古語アリ共ニ「音」又ハ「咽喉」チイフ蓋シ「カルカン」ハ此二語中ヨリ來リシモノナラン

〔釋解〕酒ノ刑ニ罰セラレタル罪人ヲ晒ス時其人ヲ柱ニ

九

縛スル鐵鎖ヲイフ現今此刑ハ廢セラレタリ

一〇

Carence.

葛蘭<sup>カラン</sup>司<sup>ズ</sup> 嘸<sup>カン</sup>

無財

〔本義〕羅甸ノ「カレン」ヨリ出ツ「カレン」ハ「缺ケル」ノ義  
〔釋解〕欠缺ナリ

Procès verbal de carence.

無財ノ調書

〔本義〕「プロセ、ウエルバル」ハ「調書」ナリ（ベノ部五九）「ド」ハ「ノ」ナ  
リ

〔釋解〕「エンウアンテール」〔目錄ナリイノ部二八〕ヲ造ルヘキ  
場合ニ在テ記載スヘキモノ無キヲ以テ法律ニ循フ能  
ハサルヲヲ調ヘ之ヲ儘ニスル書付ヲイフ故ニ法律ニ

一一

Cas.

カー

場合

於テ目錄ヲ要スル場合ニ在テ其目錄ヲ造ル能ハサル  
トキハ「プロセ、ウエルバル、ド、カラン」ヲ造ル〇リトレ人  
死シテ一モ遺ス所ノ財産ナキヲ或ハ負債主ニシテ一  
ノ財産モ無キヲヲ調ヘタル調書ヲモイフ  
〔參照〕無財ノ調書ハ（訴）九二四、

〔本義〕羅甸ノ「カジス」ヨリ出ツ「カジス」ハ「カデレ」ヨリ出ツ  
「カデレ」ハ本ト「落ル」ノ義今「カジス」ハ「落チ來ル」ノ義ニ取  
リ「場合」又ハ「事情」ノ意ニ慣用ス  
〔釋解〕不意ノ事ナリ出合ヒ事ナリ〇リトレ既ニ至リシ  
事又至ルヘキ事ニシテ即チ出合ヒ事、其景況、事柄、事例

セノ部

等ヲ指示ス語ナリ

Cas de force majeure.

カー、ド、フォルス、マヂュール

巨抗力ノ場合

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「フォルス」ハ「力」ナリ「マヂュール」ハ「最大」ナリ  
〔フォルス、マヂュール」ハエフノ部一五〕

〔釋解〕人力ノ止メ支フ可ラサル場合ナイフ

〔参照〕(民)一一四八、一三四八、一七三一、一七三三、一七五五、  
一七八四、一九三四、一九五四、(商)二三〇、二七七、

Cas fortuits.

カー、フォルナツイ

意外ヲ場合

〔本義〕「フォルナツイ」ハ意外ノ意ナリ(エフノ部二二)  
〔釋解〕全ク意外ノ出来事ナイフ

〔参照〕(民)六〇七、八五五、一一四八、一三〇二、一三四八、一三七九、  
一六四七、一七二二、一七六九、一七七二、一七八四、一八〇七、  
一八二五、一八八一、  
カー、エンプレウ  
不虞ヲ場合  
Cas imprévus.  
〔本義〕「エンプレウ」ハ先見セサルノ義  
〔釋解〕リトレ思慮ノ外ニ生シタル場合ナイフ  
〔参照〕(民)一三四八ノ四項、  
カー、ユルジャン  
Cas urgents.  
急遽ヲ場合  
〔本義〕「ユルジャン」ハ「急迫」ナリ  
〔釋解〕「接事切迫」ニシテ猶豫スヘカラサル場合ナイフ以

上ノ二語ヲ總稱シテ「コンヂシオン」(本部六三)及ヒ「エウエ  
ヌマン、カシエニル」トイフ

〔参照〕(訴)八〇六、一〇四〇、

カサシオン

Cassation.

破毀

〔本義〕「カセ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ「カセ」ハ羅  
甸ノ「コアザレ」ヨリ出ツ「コアザレ」ハ「動搖スル」ノ義今「カ  
セ」ハ「一ツノ物ヲ打碎シテ數片ニナス」ノ義ニ用ニ又法  
律語ニテハ「取り消ス」ノ意ニ用ユ

〔釋解〕「ダローズ」カサシオン」ハ確定シテ終審ナル裁判ニ  
對シ其裁判ノ法ニ違フヲ以テ之ヲ取消サン「ト願フ  
非常ナル最結末ノ一ノ方法ナリ」○リトレ「カサシオン」

ハ裁判其他訴訟手續等ノ法律ニ適セサル者ヲ毀テテ  
其效ナシトスル裁判上ノ所爲ナイフ

クール、ド、カサシオン

破毀院 大審院

Cours de cassation.

〔本義〕「クール」ハ「王審院」ナリ(本部九五參看)「ド」ハ「ノ」ナリ  
〔釋解〕國中最上ノ裁判所ナリ此裁判所ハ上等下等諸裁  
判所ノ終審ニテ爲シタル裁判ノ法律ニ背キ又ハ法式  
ニ適セサルモノヲ破毀スルノ權ヲ有ス

〔参照〕仲裁ハ(訴)一〇二八、裁判ノ矛盾ハ(訴)五〇四、詐偽吟  
味ハ(訴)二四一、五一五、裁判管轄違ノ訴ハ(訴)三六三、刑事  
管轄違警罪ハ(治)一七七、輕罪ハ(治)二一六、重罪ハ(治)二二  
〇、二九六、二六二、三七三、上告ノ法式及ヒ其效力ハ(治)四



○七、抗傳ハ(治四七三、裁判官ヲ訴フルコトハ(治四八一、四八二、四八六、異同ヲ檢證ナルコトハ(治五二〇以下、管轄違ノ訴ハ(治五二六再審ハ(治四四三以下、

カストラシオン

毀敗陰部

Castration.

〔本義〕羅甸ノ「カストラレ」ヨリ出ツ「カストラレ」ハ「學九又ハ卵巢ヲ斷テ去ル」コトヲイフ

〔釋解〕陰部ヲ毀敗シ以テ陰部ノ力ヲ除却スルヲ目的トスルノ重罪ナリ

〔參照〕(刑)三一六宥恕ハ(刑)三二五、三二六、

ユーズ

原因

Cause.

一四

訴件

〔本義〕羅甸ノ「コーザ」ヨリ出ツ「コーザ」ハ「事物」ナリ凡ソ事物ニハ必ス原因アルヘシ由テ直ニ「其原因」ノ義ニ用ユ

〔釋解〕事ノ理由ヲイフ「コーズ」無キノ義務及ヒ「コーズ」アリト雖モ法律ニ禁シタル「コーズ」アル義務ハ其效ナシ此語ヲ訴訟ノ事件ト同意味ニ用井ルコトアリテ其場合ニハ「エンスタンス」(イノ部一九)ト同義ナリ○リトレ事又ハ物ヲ爲サシメ又ハ有ラシムル所以ノ理ヲイフ法律語ニテハ契約ノ双方ノ企望スル有形又ハ無形ノ利益ヲイフ故ニ有報ノ契約ニ在リテハ義務ニ應報スル物ヲイヒ「按」賣買ノ契約ノ「コーズ」ハ一方ハ所有ヲ得ル

ニ在リ他ノ一方ハ代價ヲ得ルニ在ルカ如キチイフ無  
報ノ契約ニ在リテハ恩恵チイフ

〔参照〕契約適正ニ必要ナル原因ハ(民)一一〇八、原由ニ具  
備ス可キ性質ハ(民)一一三一、一一三三、治安裁判所ノ訴  
件ハ(訴)一三、一四、證人吟味ノ調書ヲ作ル訴件ハ(訴)三九、  
檢察官ニ通知ス可キ訴件ハ(訴)八三、一一二、書面ニテ吟  
味スル訴件ハ(訴)九五、初告裁判所ニテ訴件ヲ裁判スル  
方法ハ(訴)一一六、

Cause principale.

ユーズ、ブレンシバル

主タル訴件

〔本義〕「ブレンシバル」ハ「主ナル」ノ義

〔釋解〕按「訴訟ノ第一眼目トナル事件チイフ貸借契約ノ

訴訟ニ在リテハ其貸借ノ事件チイフ

ユーズ、エンシダント

附帶事件

Cause incidente.

〔本義〕「エンシダント」ハ「附帶」ノ義(イノ部九)

〔釋解〕按「訴訟ノ大眼目ニ非スシテ主タル訴件ニ附帶シ  
タル訴件チイフ貸借ノ訴訟ニ在リテハ其貸借ニ關ス  
ル保證人ニ就キタル訴件ノ如キチイフ又之ヲ「ドマン  
ド、エンシダント」トイフ

〔参照〕(訴)三三七、三三八、

ユーズ、ド、アペル

控訴事件

Cause d' appel.

〔本義〕「ド」ハ「ナリ」アペル」ハ「控訴」ナリ(口音)「ユーズ、ダペル」

〔釋解〕按控訴シタル訴件ヲイフ  
〔参照〕(訴)四六四、四六九、

Cause d' intervention.

コーズ、ド、エンタルウァンション  
挿入訴件

〔本義〕「ド」ハ「ナリ」エンタルウァンション「ハ」間入「ノ」義(イノ  
部二五)(口音)「コーズ、デンタルウァンション」

〔釋解〕按「甲乙訴訟ヲ爲シタラン」ニ共訴訟ニ入り來リタ  
ル丙者ノ訴件ヲイフ

〔參照〕挿入訴件ハ(訴)三三九、三四〇、三四一、

Cautionnement.

コーションヌマン  
保證

〔本義〕「コーション」ヨリ出ツ「コーション」ハ羅句ノ「コート

ム」ヨリ出ツ「コートム」ハ「看守」ノ義ニテ「自ラ任シテ請合  
フ」ノ意ナリ「コーション」ハ「他人ノ爲メ負フ所ノ義務」ナ  
リ此意ヨリシテ「此義務ヲ負フ所ノ人」ヲモ「コーション」  
トイフ「コーションヌマン」ハ「保證スルノ所爲」ノ義ナリ  
○ムーロン「コーションヌマン」ハ羅句ノ「コーシオ」ヨリ  
出デシモノニテ「コーシオ」ハ其本然ノ意味ニテハ「シッ  
ルテ」(確實)ノ意ト同義ナリ故ニ特權書入及ヒ質入モ皆  
「コーションヌマン」中ノモノナリ然レ民法ニテハ特別  
ナル「シッルテ」即チ義務者ノ辨濟ニサル時其爲メニ辨濟  
セシコト外人ノ負フタル義務ヨリ生スルモノニ限リ  
テ此語ヲ用ユ  
〔釋解〕負債主期限ニ至リ義務ヲ行ハサルニハ其負債主

ニ代テ債主ニ對シ保證人ヨリ義務ヲ執行スヘント約シタル契約ノ名ナリ

〔参照〕民二〇一一、ヨリ二〇三九マテ、

ユーション

Cauton.

保證人

保證

〔本義〕上ニ見ユ

〔釋解〕負債主其義務ヲ行ハサルキ之ニ代リ義務ヲ執行スル人ヲイフ○ダローズ此語時トシテ「ユーション」マント同様ニ用ヰテ保證ノ義トナス「アリ」○リトレ「ユーション」ハ他人ノ爲メニ受合ヲ爲シ又ハ義務ヲ負フ所ノ人ナリ若シ他ノ人辨濟セサルキカ又ハ他ノ人

出頭ヲ要求セラルト雖モ出頭セサルキ己レ其人ニ代テ義務ヲ負フキハ「ユーション」ノ語ヲ用ユ「ガラン」ハ其意味最モ廣シ獨リ金錢ヲ辨濟スルトノミナラス其他總ヘテノ義務ノ種類ニ就テ「ガラン」ノ語ヲ用ユ例ヘハ或ル人ハ或ル人ノ權利ノ「ガラン」ト爲リ又政府ハ條約ノ「ガラン」ト爲ルト云フカ如キ是レナリ茲ニ注意スヘキハ「ユーション」ハ人ニ就テノミ用ユレヒ「ガラン」ハ物ニ就テモ亦之ヲ用ユ○「按」ガランナ「セ」ノ部二六モ亦保證ノ義ニ「ガラン」ハ保證人ノ義ナリ其「ユーション」マント「ユーション」トノ區別ハ上文ニ據テ之ヲ見ルヘシ

〔參照〕第一民事ニ於テ保證ノ性質定限ハ〔民〕二〇一一以下、保證人ヲ承諾スル「ハ」〔訴〕五一七以下、九九二以下、一〇

三五、失踪ノ時ノ保證ハ(民)一二〇、一二三、一二九、貸貸ハ(民)一七四〇、人權委附ハ(民)一六九二、義務抵填ハ(民)一二九四、計算ハ(訴)五四二、權利義務ノ混同ハ(民)一三〇一、負債局ニ附托スルヲハ(民)一二六一、民事拘留ハ(民)二〇六〇ノ六項、二〇六八、損害賠償ハ(民)一一五三、嫁資ハ(民)一五五〇、外國人ハ(民)一六、裁判假執行ハ(訴)一三五、欠席裁判假執行ハ(訴)一五五、治安裁判所ノ裁判假執行ハ(訴)一七、商法裁判所ノ裁判假執行ハ(訴)四一七、四三九ヨリ四四一迄、婚姻シタル婦ハ(民)一四三一、一五一八、目錄相續人ハ(民)八〇七、書入ハ(民)二一八五ノ五項、義務更改ハ(民)一二八一、辨濟ハ(民)一二三六、一二八八、時効ハ(民)二二五〇、特權ハ(民)二一〇二ノ七項、權利者ノ意ヲ以テ共義務

ヲ釋シテハ(民)一二八七、訴訟審判ノ誓ハ(民)一三六五、連帶ノ義務ハ(民)一二一六、義務者ニ代テ義務ヲ盡シタル人共義務者ノ權ニ代ルヲハ(民)一二五二、相續ハ(民)七七一、七七三、再糶賣ハ(訴)八三二、八三三、使用及ヒ借家ハ(民)六二六、收買權ハ(民)六〇一ヨリ六〇四迄、賣約ハ(民)一六一三、一六五三、第二商事ニ於テ保證ハ(商)三四六、三八四、分散ハ(商)五四二ヨリ五四五迄、爲替(領承ナキ時ニ付)(商)一二〇、爲替手形遺失ハ(商)一五一、一五二、一五五、航海ハ(商)二三一、第三刑事ニ於テハ保釋及保證ハ(治)一一三ヨリ一一六迄、二三九、

Cautionnement conventionnel.

合意上保證

ユーションヌマン、コンヴァンションガチル

〔本義〕「コンウンシオネル」ハ「合意」ノ義ナリ（本部九〇「コンウンシオン」參看）

〔釋解〕ダローズ「契約ノミニテ設ケタル保證ヲイフ」

〔參照〕（民）二〇二以下、

Cautionnement légal.

ユーションヌマン、レガル  
法律上保證

〔本義〕「レガル」ハ「法律上」ノ義ナリ

〔釋解〕ダローズ「法律ヲテ特別ニ或ル人ニ命スル保證ヲイフ收買權ヲ有スル者、再競賣ヲ爲ス權利者又ハ或ル官吏等ヲシテ立テシムル保證ナリ」

〔參照〕（民）二〇四〇以下、

ユーションヌマン、ジュヂシエル

Cautionnement judiciaire.

裁判上保證

〔本義〕「ジュヂシエル」ハ「裁判上」ノ義ナリ（シノ部一〇「ジュリヂクシオン」參看）

〔釋解〕ダローズ「裁判官ヨリ裁判ヲ以テ申渡シタル保證ヲイフ」

〔參照〕（民）二〇四〇以下、

セザッル

一六 Cédule.

書類

手形

呼出狀

〔本義〕此語ハ昔時ハ「ビイニ」手形ナリベノ部二二「アクト」

シノ部

〔書付ナリアノ部二八〕ト同義ニ用非今モ民法第二千二百七十四條ニハ「アクト、プリウエ」(私書ナリアノ部二八)ト同義ニ用非ルト雖モ其他ハ皆呼出ニ係ル書面ノ「」ニ用非ル

〔釋解〕カデ呼出ヲ命シ又ハ呼出ノ期限ヲ減縮シ又ハ證人吟味ヲ命スルモ治安裁判官ノ發スル命令書ナリ

〔參照〕(訴)六、二九(治)一四六、

Cédule de citation.

セヂウル、ド、シタシオン

短期呼出狀

〔本義〕「ド」ハ「」ナリ「シタシオン」ハ「呼出」ノ義(本部二八)

〔釋解〕リトレ急速ノ場合ニ於テ呼出日限ヲ短縮スル治安裁判官ノ書面ヲイフ○ハ「シ」レ治安裁判官ノ管轄内

カ

ノ總テノ事件ニ付キ至急ノ場合ニ於テ縮期ニテ呼出ヲ爲ス「」ヲ許ス爲メニ治安裁判官ヨリ渡ス其許シ書ヲ「セヂウル、ド、シタシオン」トイフ(訴訟法第六條)

セヂウル、ド、シタシオン

Cédule de juge de paix.

治安裁判官ノ呼出狀

〔本義〕「シタシオン」ハ「裁判官」ナリ(シノ部五)「ド」ハ「」ナリ「セ」ハ「平和安寧」ノ意

〔釋解〕「接」セヂウル「ハ」シタシオン「ト」同義ニ用ユル事アリ而シテ今此語ハ治安裁判官ノ呼出狀ヲイフ(ダローズニ據ル)

Cédule de juge d' instruction.

セヂウル、ド、シタシオン、ド、エンストリクシオン

豫審裁判官ノ呼出狀

〔本義〕「エンストリックシオン」ハ「預審」ナリ（口音）「セザル、ド、シラ  
シ」デンストリックシオン」

〔釋解〕按「預審裁判官ノ呼出狀」チイフ

〔參照〕民事ノ呼出狀ハ（訴六、二九、司法警察ノ呼出狀ハ（治  
一四六、

セルナフィカ

保證書

Certificat.

〔本義〕羅句ノ「セルナフィカレ」ヨリ出ツ「セルナフィカレ」ハ「セ  
ルナ」ト「フィカレ」ト合成シタルモノニテ「セルナ」ハ「セルト  
ース」ノ轉語ニテ「儘」ノ意ナリ「フィカレ」ハ「爲ス」ノ義

〔釋解〕或ル事柄ヲ確認スル爲メニ陳述セシ物チイフ○  
リトレ平人官吏或ハ會社ヨリシテ其與リ知ル事實ヲ

證明スル書付チイフ其證明ヲ爲ス人共事實ニ關シテ  
利害ヲ有スル時ハ「セルナフィカレ」トイハスシテ「デシララ  
シオン」デノ部八）トイフ

〔參照〕書入質登記ノ「コ」ニ付テハ（民二一九六ヨリ二一九  
九マテ、保證狀偽造ハ（刑）一五九ヨリ一六二マテ、

セルナフィカド、エンヂシアンズ

貧窮ノ保證書

Certificat d' indigence.

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「エンヂシアンズ」ハ「貧窮」ナリ（口音）「セルナ  
フィカ、ダンヂシアンズ」

〔釋解〕「ダローズ」人ノ貧困ナル情實ヲ明證シタル書付チ  
イフ

〔參照〕治四二〇、



Certificat de vie.

セルナフィカ、ド、ウイ

生存ノ證書

〔本義〕「ド、ハ、」ナリ「ウイ」ハ「此世ニ生存スルコ」ノ義

〔釋解〕ハシツレ人ノ生存ヲ證明スルヲ主意トスル所ノ證書ナリ千八百三十九年六月六日ノ「オルドナンス」及ヒ同年六月廿七日ノ「シルキッセル」ニテ生存ノ保證書ヲ作ルヘキ場合及ヒ之ヲ渡スニ付キ遵守スヘキ法式ヲ定メタリ終身年金給料等ノ辨濟ヲ請フ爲メニ權利者又ハ年金ヲ有スル者ノ生存ヲ辨明セサルヘカラス生存ノ證書ハ公證人又ハ裁判所長ヨリ之ヲ渡ス佛蘭西領地外ニ居留スル年金者及ヒ政府ノ給料ヲ受ル者ハ己ノ存命ヲ證明スル爲メニハ公使館、領事館又ハ之ニ

Cession.

付テ其身分アル其地ノ法官ニ到テ之ヲ請フヲ得ヘシ  
〔參照〕(民)一九八三、

ゼシオン  
セオン  
說句  
嚙

讓渡

〔本義〕羅句ノ「セデレ」ヨリ出ツ「セデレ」ハ「出テ行ク」ノ義ニテ他人ニ跡ヲ讓リテ立テ去ルノ意ナリ今讓リ渡シノ意ニ用ユ

〔釋解〕「アバンドン」(委棄ナリアノ部二)又「シップロガシオン」他人ヲシテ己レニ代ラシムル「コ」チイフ(エヌノ部二二)○リトレ己レノ所有タル物品又ハ人權ヲ他人ニ「セデレ」(「セシヨ」ノ働詞)スルチイフ人權ヲ「セデレ」スル場合ニハ「トランスポル」(移轉ナリテノ部一五)ト同義ナリ

セノ部

〔参照〕所有權ノ委付ハ(民)五四五、使用權住居權ヲ委付スルヲ得サルコトハ(民)六三一、六三四、執行力アル證書ハ(民)二二一四、(商)五四一、

Cession de biens.

セシオン、ド、ビアン  
財産ノ讓渡

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「ビアン」ハ「財産」ナリ(ベノ部一一)  
〔釋解〕「セシオン、ド、ビアン」ニ依テ「デコンフィテール」(破産ナリテノ部一〇)ノ位置ニアル負債主ハ民事ノ拘留ヲ免ル然レ負債主ノ不幸ニシテ且ツ「ボンヌ、フォア」(善意ナリベノ部二一)アルニ非レハ此寛典ニ依ルヲ得ス「アバンドン、ド、ビアン」(委棄ナリアノ部一)ヲ參看スヘシ〇リトレ負債主其義務ヲ履行スル能ハサル時ニ己レノ財産

ノ全部ヲ舉テ債主ニ委スルコトイフ  
〔参照〕効力ハ(民)一二六五以下、法式ハ(訴)八九八以下預人ニ付テハ(民)一九四五、解放ハ(訴)八〇〇ノ三項、商業事件ニ付テハ(商)五四一、

Cession de créance.

セシオン、ド、クレアンス  
人權ノ讓渡

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「クレアンス」ハ「人權」ナリ  
〔釋解〕「セシオン、ド、クレアンス」ハ他ヨリ人權ヲ讓リ受ケ共讓リタル人ノ總ヘテノ權利ニ代ルヲ目的トス此讓リ渡シハ證書中ニ在ル負債主ニ通知シ負債主之ヲ領承シタル上ニテ爲シタルモノニ非レハ共證書中ニ在ル負債主ニ對シテ効無キモノトス

〔参照〕委附ヲ爲ス方法ハ(民)一六八九ヨリ一六九一マテ、  
共効力ハ(民)一六九二以下、義務者ノ領承シタル者ハ(民)  
一六九五、

Cession de droit litigieux.

訟件ノ讓渡

〔本義〕「ドロア」ハ「權利」ナリ(テノ部六四)「リチジャー」ハ「詞訟」ト  
ナリタルノ義ナリ(エルノ部一一「リチジャー」參看)  
〔釋解〕「セシオン、ド、ドロア、リチジャー」及ヒ「セシオン、ド、ドロ  
ア、シックセシフ」(次ニ見ユ)モ亦「シツプロガシオン」(代權)ナリ  
ニスノ部二二中ノモノナリ○「按」訴訟ト爲リタル權利ヲ讓リ  
讓渡スヲニシテ其目的ハ訴訟ト爲リタル權利ヲ讓リ  
渡スニ在ラスシテ中立ノ曲直ヲ論セス權利アリト思

考スル訴訟ノ利益ヲ賣ルヲチイフ(ムーロンニ據ル)

〔参照〕効力ハ(民)一六九九、ヨリ一七〇一マテ、

Cession de droits successifs.

相續權ノ讓渡

〔本義〕「シックセシフ」ハ「相續」ノ義(ニスノ部二五「シックセシオ  
ン」參看)

〔釋解〕「按」相續スルノ權利ヲ他人ニ賣渡スヲニシテ相續  
中ニ在ル或ル物件ヲ賣ルヲチイフニ非ス然レ相續ハ  
人ノ身分ニ依リテ自然ニ移ルモノナレハ其相續人タ  
ルノ身分ハ他人ニ讓リ渡シ得ヘキモノニ非ス唯其身  
分ニ附着シタル權利ト義務ヲ賣ルノミ(ムーロンニ據  
ル)

〔参照〕(民)七八〇、八四一、八八九、

シアンジツ

Change.

兩替  
爲替

〔本義〕「シアンゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「シアンゼ」ハ羅甸ノ「カムビレ」ヨリ出ツ「カムビレ」ハ「曲クル」又「摺ム」ノ義「シアンゼ」ハ物ヲ取替ルノ意

〔釋解〕リトレ「シアンジツ」ハ總テ金銀ヲ貨幣ニ製造シタルモノ、又製造セサルモノ、又紙幣、公債證書、及ヒ銅貨等ノ賣買交換ニ關スル商賣チイフ又特別ニ商法ノ語ニテハ甲若干ノ價ヲ以テ乙ニ約シ其契約ノ場所ヨリ他ノ場所ニ於テ甲カ有スル金銀ヲ乙ニ渡ス取引チイフ故ニ

「シアンジツ」ハ「レトル、ド、シアンジツ」(下ニ見ユ)ヲ以テ金錢チ一ノ場所ヨリ他ノ場所ニ送ル一方法ナリ

コントラド、シアンジツ

Contrat de change.

爲替契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ(本部八三)「ド」ハ「ノ」ナリ

〔釋解〕「コントラ」一人アリ他ノ人ヨリ直チニ金高ヲ請取ルカ又後日之ヲ請取ルカノ契約ヲ爲シ而シテ其場所ニ非サル他ノ場所ニ於テ契約ヲ以テ定メタル日限ニ右ノ金高ヲ渡スヘシト約束シタル契約ナリ例ヘハ一人アリ巴里ノ銀行ヘ若干ノ金高ヲ渡シ巴里銀行コテハ其受取リタル金高ヲ期限ニ至リ龍動ノ銀行ニ於テ渡スヘシト契約スルカ如キ是ナリ

〔参照〕法式ハ(商)一一〇以下、金額ヲ備ルコトハ(商)一一五以下、領承ハ(商)一一八以下、他人干涉シテ承諾ヲナスコトハ(商)一二六以下、拂期限ハ(商)一二九以下、裏書ハ(商)一三六以下、連帶義務ハ(商)一四〇、保證ハ(商)一四一以下、拂方ハ(商)一四三以下、他人干涉シテ拂方ヲナスコトハ(商)一五八以下、手形持主ノ權利及ヒ義務ハ(商)一六〇以下、裏書ハ(商)一七三以下、返シ爲替ハ(商)一七七以下、時効ハ(商)一八九、爲替ノ相場ハ(商)七二、七三、主任裁判所及ヒ民事拘留ハ(商)六三六、六三七、

Lettre de change.

爲替手形

〔本義〕レトルルハ本ト「替狀」ナリ今「手形」ノ意ニ用ユ

レトルル、ド、シアンシツ

〔釋解〕レトルル、ド、シアンシツハ爲替ヲ爲ス手形ノコトニシテ一ノ場所ヨリ他ノ場所ヘ向ケ金錢ヲ移轉スルヲ目的トスルモノナリ其移轉ハ手形ヲ記載シタル「ナル」(振出人ナリテノ部九)及ヒ其記載シタル手形ヲ受ケ取りタル「ボルツール」(手形持主ナリ)及ヒ「テレ」(拂人ナリテノ部九)即チ「アシセプツール」(手形領承人ナリアノ部一三)「アシセプタシオン」(參看)ノ間ニ於テス「ボルツール」ハ裏書ノ式ニ依テ手形ヲ他人ニ譲リ渡スコトヲ得ルナリ○リトレ甲若干金ヲ乙ノ銀行或ハ他ノ商人ニ渡シ乙ハ遠地ニ在ル支店或ハ取引アル人ニ宛テ右ノ金高ヲ甲或ハ甲ノ指圖ヲ受ケタル他ノ人ニ拂ヒ渡スヘシトイヒ送ル手形ヲ「レトルル、ド、シアンシツ」トイフ

〔参照〕前コ同シ

シアル  
シツ  
シアツ  
鑠兒土 喇

### 建國法

110

Charle.

〔本義〕羅甸ノ「カルタ」ヨリ出ツ「カルタ」ハ「紙」ナリ又「羊皮製ノ紙」ナイフ

〔釋解〕古ヘハ「シャルト」ト「シャルトル」ト共ニ書類ノ「ナイ」ヘリ然モ今ハ最上ノ尊重ノ書面ノ名ニテ國ノ政體ヲ記載シタルモノナイフ○ダローズ「シャルト」ハ雙方ノ者ノ約束ヲ稱スルモノナリ其名ハ建國法及ヒ平人又ハ「フロウンス」(古時國ノ區衛ニテ今ノ州ノ如キモノナリ)コ特權ヲ讓渡ス「コ」ニ用キタリ○パシッレ佛國ニ於テハ路易八世ノ建テタル者ニシテ千八百十四年六月四日ニ

頒布ニシ建國法ノ名ナリ

シアルト、パルナ

111

Charle partie.

### 船舶賃貸 借船證書

〔本義〕「シャルト」ハ「書付」ナリ「パルナ」ハ「パルナル」ト「イフ」働詞ノ過去分詞ニシテ「パルナル」ハ「分ツ」ノ義「シャルト、パルナ」ハ即チ「分レタル證書」ノ意ナリ古ヘ甲乙契約スル時ハ其契約書ヲ羊皮製ノ紙即チ「シャルト」ト稱スルモノニ書シニ通チ造ラズ「一通」ニニ分チ雙方ニ其一片ヲ有スルチ以テ通慣トス即チ「シャルト、パルナ」是ナリ  
〔釋解〕「アフレトマン」(船舶賃貸ナリアノ部四四)ナリ○「リウ、ニル」アルマツール(艦船者ナリアノ部七五)又ハ船長

セノ部

又ハ其代理人ヨリ或ル場所ニ商品運送ノ爲メ約定ノ  
貸銀ヲ取り船ノ一部又ハ全部ヲ貸貸スル契約ナイフ  
又其船ノ貸貸契約ヲ證明スル書付ヲモイフ  
〔参照〕商(二二六、二七三、二八六、

シアルトル、プリウエ

1111

Chartre-privée.

私獄

私禁

〔本義〕「シアルトル」ハ古ヘノ「監獄」ノ名ナリ「プリウエ」ハ「私」ナ  
リ  
〔釋解〕人ヲ「シアルトル」プリウエニ拘留スルトイヘハ官ニテ  
獄舎ト認メサル獄舎ニ拘留スルヲナリ〇ダロズ不  
法ニ人ヲ拘留スルヲイヒ又其不法ニ人ヲ拘留シ置

シ場所チイフ

〔参照〕(詠)七八八、(治)六一五、(刑)一二二、三四一、

シウテアル

1111

Cheptel.

畜類貸貸

〔本義〕「セルナク」(地名)ノ「シウタル」ヨリ出ツ「シウタル」ハ「家畜」ナ  
リ  
〔釋解〕畜類ヲ貸シ其畜類ノ増殖及ヒ其利益ヲ借主ト貸  
主ノ間ニ分ツ約束ニテ爲シタル貸貸チイフ(セノ部一  
「ハイ、ア、シウテアル」參看)  
〔参照〕畜類貸貸ノ性質ハ(民)五二二、一七一、單一ノ畜類  
貸貸ハ(民)一八〇四以下、半分ノ畜類貸貸ハ(民)一八一八  
以下、小作ニ入レタル畜類貸貸ハ(民)一八二一以下、耕作

セノ部

二四一

人ニ與ヘタル畜類貸貸ハ(民)一八、二七以下、牝牛ノ畜類  
貸貸ハ(民)一三八一、民事拘留ハ(民)二〇六二、

キログラフェル

二四

Chirographaire.

手記

〔本義〕希臘ノ「セルグラボ」ヨリ出ツ「セルグラボ」ハ「セル」ト  
「グラボ」ト合成シタルモノニテ「セル」ハ「手」ナリ「グラボ」ハ  
「吾カ書スル」ノ義

〔釋解〕手ツカラ記載スルコナリ

ナトル、キログラフェル

Titre chirographaire.

手記證書

〔本義〕「ナトル」ハ「證書」ナリ(テノ部一〇)

〔釋解〕公ケノ權威ヲ有スル人ニ依ラヌノ義務者自ラ手

記スルカ或ハ名代人ヲ以テ記載シタル「アクト、スー、セン、  
プリウエ」(私印證書ナリアノ部二八エスノ部六參看)ナリ  
クレアンシエ、キログラフェル

Crancier chirographaire.

手記證書人權者

〔本義〕「クレアンシエ」ハ「人權者」ナリ(本部九七)

〔釋解〕「ナトル、キログラフェル」ヲ占有スル人權者ナリ古  
ヘハ公證人ノ造リタル證書ニ書入ヲ加附シタルコト有  
リ因テ今「クレアンシエ、イボテケル」(書入ノ權ヲ有スル  
人權者ナリ)ニ對シテ「クレアンシエ、キログラフェル」トイ  
フ是レ通常用ユル所ナレトモ穩當ナラス○リトレ「シ  
レアンシエ、キログラフェル」ハ人權者ニシテ公正證書ヲ  
有セス「アクト、スー、セン、プリウエ」ニ以テ其權利ヲ證





七二三、一七二四、一七二九、一七四一、一七四三、亡失物ハ  
〔民七一七、二二七九、賣却物ハ〔民一六〇四以下、一六二四、  
一六二五、一六四一、盜取物ハ〔民一三〇三、二二七九、

Chose fungible.

シオーズ、フォンジブル

得代物

〔本義〕エツノ部一三ニ見ユ

〔釋解〕同上

〔參照〕同上

Chose future.

シオーズ、フウチウル

未來物

〔本義〕エツ部三〇ニ見ユ

〔釋解〕同上

Chose jugée.

シオーズ、ジッゼ

已決事件

〔參照〕同上

〔本義〕「シオーズ」ハ「事」ナリ「ジッゼ」ハ「裁判セラレシ」ノ義  
〔釋〕「裁判既ニ確定シタル」ニ因リ法律ニテ其裁判ハ眞  
實ニシテ事實ト相違セサルモノナレハ之ヲ動搖ス可  
ラサルモノトスル其推測チイフ而シテ其推測ハ法律上  
ニ於テ之ヲ破ルヘキノ道ナキモノトス其推測ノ力ハ  
裁判ヲ經クル其事物ニ付其位置ニアリシ其人ニ限ル  
モノニシテ決シテ其訴訟以外ノ人ニ對シテハ推測ノ力  
ナシ○リトレ終審ノ裁判ヲ經テ既ニ故障又ハ控訴ニ  
依リテモ襲撃ヲ受ケサル位置ニ至リタル事件チイフ

〔參照〕(民)一三五〇ノ三項、一三五一、

二七

Circumstance.

シルコンスタンス

情狀

〔本義〕羅甸ノ「シルキムスタンシア」ヨリ出ツ「シルキムスタンシア」ハ「シルキム」ト「スタンシア」ト合成シタルモノニテ「シルキム」ハ「周圍」又「傍側」ナリ「スタンシア」ハ「スタレ」ヨリ出テタルモノニテ「立ナテ居ル」ノ義

〔釋解〕事柄ノ「アシシダン」(變災ナリアノ部一五)ナリ〇リトレ一ノ事柄アリ其事柄ニ附帶シ來ル所ノ別段ノ事柄チイフ

Circumstances aggravantes.

シルコンスタンス、アグラウアント

加重ノ情狀

〔本義〕「アグラウアント」ハ「重クスヘキ」ノ意

〔釋解〕此語ハ刑法ニ用ヰル所ノモノニシテ其情狀ハ法官ノ認定ニ任カスルモノナリ〇リトレ重罪又ハ輕罪ノ刑ヲ別段ニ重クスヘキ事情チイフ〇ダローズ犯罪ニ附帶シテ其刑ヲ重クスヘキ別段ノ事情チイフ  
〔參照〕(刑)一九八、(治)三三八、

Circumstances attenuantes.

シルコンスタンス、アテニウアント

輕減ノ情狀

〔本義〕「アテニウアント」ハ「輕クスタスヘキ」ノ意  
〔釋解〕此語亦刑法ニ用ヰル所ノモノニシテ其情狀ハ陪審官ヨリ申立ルモノトス〇リトレ刑ヲ減輕スヘキ事情チイフ〇ダローズ一ノ犯罪ニ附帶シテ其刑ヲ輕ク

スヘキ別段ノ事情ナイフ

〔参照〕輕減情狀ハ(治)三四一、三四七、(刑)四六三、

シタシオン

呼出

呼出狀

〔本義〕羅旬ノ「シタレ」ヨリ出ツ「シタレ」ハ「呼出ス」ノ義

〔釋解〕「アツルヌマン」(アノ部四八)ニ同シ〇リトレ裁判官ノ面前ニ出頭セシムル爲メ使吏ヨリ書付ヲ送達シテ呼出スヲナリ又其呼出ヲ記載シタル書付ヲモイフ〇ダローズ「シタシオン」ハ「アツルヌマン」及ヒ「エクスプロア」(傳票ナリ)ニ部四〇ト同義ナリ而シタシオンハ專ラ治安裁判所ノ呼出、輕罪裁判所或ハ違警罪裁判所ノ

呼出ニ用非ル語ナリ(本部一六「セザル」參看)

〔參照〕親屬會議徵集ハ(民)四〇九以下、時効中斷ハ(民)二二四四以下、治安裁判所呼出ハ(訴)一、呼出ス可キ處ハ(訴)二、三、呼出狀ヲ渡ス可キ處ハ(訴)四、期限ハ(訴)五、六、一〇三三、裁判言渡ヲ呼出ト看做ス場合ハ(訴)二八、保證人ヲ呼出ス法方ハ(訴)三二、勸解呼出ヲ爲ス場合ハ(訴)五六七、五七一、勸解ニ呼出ス場合ハ(民)五〇、其期限ハ(訴)五一、一〇三三、呼出狀ヲ送達スル人ハ(訴)五二、邑長ノ呼出ハ(治)一六九、違警罪裁判所呼出ハ(治)一四五、其期限ハ(治)一四六、缺席裁判ノ故障ハ(治)一五一、

クラムール、ビブブリク

喊控

Clameur publique.

セノ部

〔本義〕シラムールハ「憤怒或ハ不滿ヨリ出ル聲即チ叫フ」ノ意「ビャブリク」ハ「公ケ」ノ義

〔釋解〕茲ニ犯罪者アラシニ其現行ノ罪人ヲ他ニ告知セシメ爲メニ發スル所ノ叫ヒチイフ

〔參照〕道一六、一〇六、

クローズ

箇條

三〇 Clause.

〔本義〕羅旬ノ「クローズ」ヨリ出ツ「クローズ」ハ閉ナタルモノ「包ミタルモノ」限リタルモノ「定メタルモノ」ノ義

〔釋解〕「アクト」(證書ナリアノ部二七)「コントラ」(契約ナリ本部八四)「見ニ又ハ「ドレテ」(條約ナリ)等ノ「ザスポジシオン」(箇條ナリ)「タイプ」〇リ「トレ」契約書、條約書、法律ノ

條文其他公私ノ書付中ニ其一部ヲ爲ス箇條タイプ

クローズ、オブスキュル

曖昧箇條

Clauses obscures.

〔本義〕「オブスキュル」ハ「暗ラキ」ノ義

〔釋解〕凡ソ曖昧ナル文義ハ義務者ノ利益タル可キ意ニ解釋スヘシ〇「ダローズ」(クローズ、オブスキュル)ハ文意ノ疑ハシキ箇條ナリ

〔參照〕(民)一一五七ヨリ一一六〇マテ、

クローズ、ペナル

Clause penale.

過代約條

〔本義〕「ペナル」ハ「刑」ノ義

〔釋解〕義務ヲ執行セサルト履行スヘシト約シタル格段

ノ義務ヲ證スル箇條ヲイフ○リトレ契約書又ハ遺囑書ノ内ニ結約人又ハ遺囑ヲ受ケタル人義務ヲ履行セサルキハ過代トシテ若干ノ償ヲ爲スヘシト約シタル箇條ヲイフ

〔参照〕過代約條ハ(民)一二二六以下、二〇四七、

同 共 コ

〔本義〕羅甸ノ「キム」トイフ前詞ニ同シ「キム」トハ「何々ト」ト云フトキノ「ト」ノ意ニシテ一致又ハ附ケ加ヘテ指示ス語ナリ

〔釋解〕「コ」ハ數多ノ事件共時ヲ同クシ又ハ其利益ヲ共ニ

スル意ヲ示ス語ナリ尤モ常ニ他ノ詞ニ附加シテ用非ルモノコシテ唯「コ」ノ一語ニテ之ヲ用ユルコトナシ左ノ諸語ノ如キ是ナリ

コ、アキツゼ

Concuses.

共同被告人

〔本義〕「アキツゼ」ハ「罪ヲ訴ヘラレタル人」ナリ(ア)ノ部二〇「アキツゼ」ヲ參看

〔釋解〕リトレ此語ハ刑法ノ語ニシテ男女ヲ問ハス同一ノ犯罪コト共ニ訴ヘラレタル人ヲイフ○「バシ」レ他ノ一人又ハ數人ト同一重罪事件ニ加ヘラレタル人ナリ又別段ニ用非ルキハ重罪ノ豫備ヲ爲シ又之レト同行シ又ハ之レニ附從シタル情狀ノ一部ノミニ加ハリタ

ル人ヲモイフ

コ、アソシエ

Coassociés.

共同社員

〔本義〕「アソシエ」ハ「會社」ヲ結ヒタル人」ナリ（アノ部八六）「アソシエ」ハ「參看」

〔釋解〕「リ」ト「レ」他ノ一人若クハ數人ト會社ヲ結ヒテ其社員ト爲リタル人ナイフ

コ、クレアンシエ

Coercanciers.

共同人權者

〔本義〕「クレアンシエ」ハ「人權者」ナリ（本部九七）

〔釋解〕「リ」ト「レ」他ノ一人若クハ數人ト共ニ或ル義務者ニ對シテ權利ヲ有スル者ナイフ

Codébiteurs.

コ、デビツール

共同義務者

〔本義〕「デビツール」ハ「義務者」ナリ（アノ部四）

〔釋解〕「リ」ト「レ」他ノ人ト共ニ義務ヲ負ヒタル人ナイフ

コ、アピタン

Cohabitants.

同居人

〔本義〕「アピタン」ハ「住居スル人」ナリ

〔釋解〕「按」二人以上一處ニ住居スル人ナイフ

コ、アピタシオン

Cohabitation.

同居

〔本義〕「アピタシオン」ハ「住居ノ義」

〔釋解〕「リ」ト「レ」一處ニ住居スル二人ノ位置又一家ニ同居

スル夫婦ノ位置チイフ  
〔参照〕(民)一八一、

ユ、エリナエ

Cohéritiers.

共同繼嗣

〔本義〕「エリナエ」ハ「繼嗣」ナリ(ア)シノ部二  
〔釋解〕リトレ他ノ者ト共ニ一相續チ承ケ繼ク人チイフ  
〔参照〕(民)二一〇九、

ユ、エンテレセ

Cointeressés.

共同關係者

〔本義〕「エンテレセ」ハ「關涉シテ利益アル人」チイフ  
〔釋解〕リトレ此語ハ法律ノ語ニテハ男女ヲ論セス一ノ  
事件又ハ一ノ起業ニ就キ他ノ數人ト損益ヲ共ニスル

者チイフ

ユ、レガテル

Colegataires.

共同受遺囑者

〔本義〕「レガテル」ハ「遺囑ヲ受ケタル人」チイフ(エ)ルノ部三  
〔釋解〕レトレ男女ヲ論セス他人ト共ニ遺囑ヲ受ケ其遺  
囑物ノ一部分ヲ有スル者チイフ

ユ、リシタシ

Colicitants.

共同物ノ賣却者

〔本義〕「リシタシ」ハ「數人コテ所有スル物ヲ競賣スル人」チ  
イフ(エ)ルノ部八「リシタシオン」參看  
〔釋解〕リトレ分ツベシテ未タ分タサル物件ヲ共有者  
ニテ競賣スル時ノ其共有者中ノ一人ヲ指シチイフ

セノ部



Cooligés.

コ、オブリゼ

共同義務者

〔本義〕「オブリゼ」ハ「義務ヲ負フタル人」ナリ（オノ部一「オブリガシオン」參看）

〔釋解〕リトレ一ノ契約ニテ他ノ者ト共ニ義務ヲ負ヒタル者チイフ

コ、パルタジャン

Copartageants.

共同分配者

〔本義〕「パルタジャン」ハ「分ツ人」ナリ（モノ部一二「パルタジャン」參看）

〔釋解〕リトレ物件ノ分配ニ付キ他ノ人ト共ニ其分配ノ一部ニ預ル人チイフ

〔參照〕（民二一〇九、

コ、プロプリエテル

Copropriétaires.

共同所有者

〔本義〕「プロプリエテル」ハ「所有者」ナリ（モノ部六六「プロプリエテ」參看）

〔釋解〕リトレ一ノ所有權ヲ分タスシテ他ノ一人若クハ數人ト共有スル人チイフ

コ、チツツール

Cointenir.

共同後見人

〔本義〕「チツツール」ハ「後見人」ナリ（テノ部二〇）  
〔釋解〕リトレ一人ノ後見職ヲ他ノ人ト共ニ任セラレタル人チイフ

〔参照〕(民)三九六、

Consufruiters.

ユ、ユシツフリツイサエ  
共同收實者

〔本義〕「ユシツフリツイサエ」ハ收實權ヲ有スル人ナリ

〔釋解〕「接」一ノ「ユシツフリツイ」(收實權ナリユノ部六)ヲ他ノ者  
ト共ニ有スル人ナイフ

Covendeurs.

ユ、ヴァンツール  
共同賣主

〔本義〕「ヴァンツール」ハ「賣ル人」ナリ(ウエノ部五「ヴァント」參看)

〔釋解〕リトレ共同ニテ所有シタル一ノ物件ヲ其共有者  
ト共ニ賣ル人ナイフ

Code.

ユド

法典

〔本義〕羅甸ノ「コデクス」ヨリ出ツ「コデクス」ハ「事ヲ書スル  
板」ナリ又「其板ノ集リ」又「書籍」又「簿冊」ナイフ

〔釋解〕同種類ノ事柄ニ就テ設ケタル法律ヲ蒐集シタル  
モノナイフ○リトレ一種類ニ關スル法律ノ箇條ヲ立  
法官ノ手ニテ蒐輯シタルモノナイフ

Collateral.

ユラテラル  
傍支

Parents collateralux.

ハラシ、ユラテロー  
傍支親屬

〔本義〕「ユラテラル」ハ「コト」ラテラルト合成シタルモノニ  
テ「コ」ハ前詞ナリ「ラテラル」ハ「物ノ旁側」ナリ「ハラシ」ハ「親

屬ナリ(ペノ部六「パラント」參看)

〔釋解〕「パラント、コラテロ」ハ宗系ニ屬セサル親屬ニシテ即宗系ノ尊屬卑屬外ノ親屬ナリ

〔參照〕民七三一、七三三、

リニツ、ユラテラル

Ligne collatérale.

傍系

〔本義〕「リニツ」ハ「線」ナリ

〔釋解〕リトレノ宗系ノ傍ニ列スル系ナリ。從弟姪叔父叔母等ノ如キ是ナリ

〔參照〕民七三六、七三八、七四二、

シツクセシオン、ユラテラル

Succession collatérale.

傍支相續

〔本義〕「シツクセシオン」ハ「相續」ノ義(エスノ部二五)

〔釋解〕リトレ傍系ノ親屬ヨリ承ケ繼グ遺物相續シイフ〔參照〕民七五〇以下、

ユラシオン、ド、アクト

Collation d'actes.

證書ノ對校

〔本義〕「コラシオン」ハ「物ヲ較ヘ見ル事」ナリ。ド「ハ」ナリ「アクト」ハ「證書」ナリ(アノ部二七)(口音)「コラシオン、ダクト」〔釋解〕證書ノ副書ト本書ト差異ナキヲ慥ニスル爲メ雙方校合スルナリ

〔參照〕對校ハ(訴)八四七ヨリ八四九マテ、八五二、

コレクチフ

Collectif.

合名

〔本義〕羅句ノ「コルリゼレ」ヨリ出ツ「コルリゼレ」ハ「集合スル」ノ義今「コレシヤフ」ハ「人又ハ物ノ集合ニ關スル」ノ義ナリ

〔釋解〕エスノ部一四「シシエテ」ノ處ニ見ユ

〔參照〕同上

コロカシオン

Collocation.

順序付

〔本義〕羅句ノ「コロカレ」ヨリ出ツ「コロカレ」ハ「コト」ロカレト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「ロカレ」ハ「場所ニ置ク」ノ義

〔釋解〕拂方請取ノ爲メ人権者ノ前後ヲ次第スルヲチイフ○リトレ義務ノ種類ニ依テ法律ニ設ケタル順序ニ

循ヒ人権者ヲ書キ列ヌルヲナリ

〔參照〕順序付ハ(民)二一五一、二一六六、順序付ノ願ハ(訴)七五四、七五五以下、船艦ノ價ニ付テハ(商)二一四、分散ノ場合ハ(商)五五二以下、

ユリウシオン

Collusion.

同謀欺騙

〔本義〕羅句ノ「コリッデレ」ヨリ出ツ「コリッデレ」ハ「コト」リッデレト合成シタルモノニテ「コ」ハ前詞ナリ「リッデレ」ハ「樂シム」ノ義「コリッデレ」ハ即チ「集リ謀リテ人ヲ騙スル」ノ意ナリ〔釋解〕人ヲ損シ己ヲ利シシガ爲メ數人共ニ爲ス所ノ詐僞ノ相談チイフ○ハシレ他ノ人ニ損害ヲ與ヘントスル數人ノ密合チイフ此詐僞ノ密合ヲ以テ訴訟中ニ爲

シタル事柄ハ皆「コリッジオン」ニテ成リタルモノトス又  
 法ヲ犯シ若シハ外人ヲ欺クノ目的コト爲シタル「コソ  
 トル、レトル」(反證々書ナリ本部八七)ハ「コリッジオン」コト  
 成リタル書付ナリ總テ「コリッジオン」ノ證據アルキハ其  
 作爲シタル書付ハ效ナキモノトス日耳曼聯邦中ノ或  
 ル國ニテハ「コリッジオン」コト結ヒタル契約ノ嫌疑アル  
 キハ豫審裁判官ニ訴フテ拘引狀ヲ發セシム

[參照] (訴)五〇五、七二二(刑)一九五、

コロソ

小作人

耕作人

屬地人民

Colon.

[本義] 羅甸ノ「コレレ」ヨリ出ツ「コレレ」ハ「耕ス」ノ義

[釋解] 「フェルミエ」即チ小作人ナリ○リトレ土地ヲ耕作ス  
 ル人チイフ又殖民ノ部分ヲ爲シ殖民地ヲ耕ス人又本  
 國ノ人ニ對シテ之ヲ用ルキハ殖民地ニ住居ヲ爲ス  
 人又殖民地ニ於テ殖民ノ親屬ヨリ生レタル人ニシテ  
 歐羅巴ヨリ來リタル人ニ對シテ用ル語ナリ

コロソ、パルシエ

分益<sup>コ</sup>小作人

[本義] 「パルシエ」ハ「部分」ノ義(ペノ部一五)

[釋解] 賃貸ニテ土地ヲ借り其菓實ヲ貸主ト分テ取ルノ  
 約ヲ爲シタル小作人ナリ○[按] 土地賃貸契約ノ賃金  
 ニテ出スヘキヲ其借用地面ノ菓實ノ一部分ヲ以テ賃

金ニ代ユル土地貸貸ヲ「コロナ」トイフ(「ローロン」ニ據ル)此「コロナ」ノ契約ニテ土地ヲ借りテ耕ス人ヲ「コロナ」、バルシニル「トイフ」

〔参照〕概則ハ(民)一七六三、一七六四、家畜貸貸ハ(民)一八二七、民事拘留ハ(民)二〇六二、

コマン

替名買主

Command

〔本義〕「コマンデ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コマンデ」ハ羅甸ノ「コマンダレ」ヨリ出ツ「コマンダレ」ハ「コム」ト「マンダレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ「コ」(本部三一)ト同シ「マンダレ」ハ「指圖スル」又「代理ヲ托スル」ノ義〔釋解〕リトレ書付ニ自己ノ名ヲ出サスシテ他人ヲシテ

物ヲ得セシムル人ヲイフ

デクララシオン、ド、コマン

Déclaration de command.

替名ノ表告書

〔本義〕「デクララシオン」ハ「表告」ノ義(「デ」ノ部八)「ド」ハ「ノ」ナリ〔釋解〕此語ハ「エ」ニ「エ」レシオン、ダミ(「エ」ノ部八)トイヒ初メ顯ハ「エ」レノ爲メナリトシテ約束シタル者ヲ後チニ至リ實ハ他人ヲ代理シタリト陳述スル書付ヲイフ故ニ代理ヲ任カセタル人即チ「コマン」ノ名ヲ人ニ知ラセルハ惟此ノ「コマン」表告書ニ依ルノミ○リトレ「デ」ララシオン、ド、コマン」ハ代訟人ヨリ己レカ競賣ニテ買主ト爲リタルハ誰某ノ利益ノ爲メニ爲メタリト共未ダ知レサリシ人ヲ明指スル書付ヲイフ○ハ「シ」レ「コマ

シ表告書ノ效ハ「コマンド」ニ所有權ヲ移サシムルニ在リ  
 然レモ假ノ買主ハ賣主ニ對シ一切ノ責任ヲ免ル、ヲ  
 得ス賣主ハ此假ノ買主トノミ契約ヲ結ヒタルモノナ  
 リ但シ買賣契約書ノ末又ハ競賣裁判書ノ末ニ表告ヲ  
 附記スルヲ慣習トス陳述ハ廿四時間ニ之ヲ爲シ及ヒ  
 同期限内ニ記録税局ヘ之ヲ通知セサル可ラス公ケノ  
 財産又ハ邑ノ財産ノ賣買ニ付テハ競賣ノ後即時ニ表  
 告ヲ爲サ、ルヘカラス裁判所ニテノ競賣ニ付テハ代  
 訟人ヨリ三日内ニ其表告ヲ爲サ、ルヘカラス  
 [参照] (森) 二二三

四〇

Commandement.

コマンドマン

執行命令書

[本義]「コマンド」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ其義  
 本部四「コマンド」ノ處ニ見ユ

[釋解]義務ヲ負フ者或ハ裁判中渡ヲ受ケタル者ニ義務  
 又ハ裁判ヲ執行スヘシト官吏ヨリ命スル所ノ書付ヲ  
 イフ「コマンドマン」ハ「マンドマン」エシセキツアル「マン  
 ドマン」ハ命令式書「ナリ」ニクセキツアル「ハ」執行「ナリ」又  
 之ヲ單ニ「マンドマン」トイフ「マンドマン」ハエムノ部四  
 ナ記シタル證書有ルコアラサレハ之ヲ造ルヲ得ス〇  
 ムーロン「コマンドマン」ハ一方ノ書付ニシテ此書付ハ一  
 人ヨリ使吏ノ手ヲ經テ他ノ一方ノ者ニ送達スルモノ  
 ニシテ而シテ裁判ヲ以テ他ノ一方ノ者ニ爲スヘシト申  
 渡セシコ又ハ執行權アル書付ニ依テ其負ヒタル義務

セノ部

チ之ニ執行スヘシト命令シ若シ其執行ヲ拒ムキハ抑  
制ヲ受クヘシト命令スルモノナリ

〔參照〕禁錮ハ(訴)七八〇、時效ノ中斷ハ(民)二二四四、土地ニ  
附着シタル收納物拿住ハ(訴)六二六、執行ハ(訴)五八三、不  
動産ハ(民)二二一七、(訴)六七三、六七四、船舶ハ(商)一九八、年  
金ハ(訴)六三六、

四

Commandite.

コマングト

信任會社

Société en commandite.

ソシエテ、アン、コマングト

信任會社

〔本義〕「コマングト」ハ「コマングデ」トイフ働詞ノ變シタル名  
詞ニシテ「コマングデ」ハ「信任」ノ意「ソシエテ」ハ「會社」ナリ(エ

スノ部一四)「アン」ハ「於」ナリ〇リウ、エル「ソシエテ、アン、コ  
マングト」ハ本ト中世ニ多ク行ハレシ一ノ契約「コマ  
ング」ヨリ出ツ其契約ノ仕方ハ諸方ヘ行ク商人又ハ舟乘  
ト市場ノ在ル町カ又ハ舟ノ到着スヘキ港ニ於テ取引  
チナス爲メニ金錢或ハ小商品ヲ任カセ其金錢又ハ商  
品ノ儲ケ高幾分ハ商人或ハ舟乘之ヲ取り又其金錢或  
ハ商品ヲ出シタル人其幾分ヲ取り而シ其義務ハ初メ  
出シタル高ノ外ハ之ヲ負ハサルナリ此會社ヲ「ソシエ  
テ、アン、コマングト」ト名ケ別段ニ其規則ヲ設ケシコトハ  
千六百七十三年ノ命令(第四篇第一條及第八條)ヨリ始  
リタリ

〔釋解〕「ソシエテ、アン、コマングト」ハ通常ノ資本貸主ヲ以



テ社員ノ一部トナシ成立チタル會社チイフ〇リトレ  
 「コマンデト」ハ商法ノ語ニシテ「ソシエテ、アソ、コマンデ  
 ト」ハ「ソシエテ」ノ語ヲ加ヘス單ニ「コマンデト」トモイフ  
 (「ソシエテ、アソ、コマンデト」ハエスノ部一四)〇リウエル  
 「ソシエテ、アソ、コマンデト」ハ會社ノ責ヲ連帶シタル一  
 人又ハ數人ノ社員ト出シタル資本金額ヲケノ責ヲ負  
 フヘキ一人又ハ數人ノ金主トニ依テ成リ立ツ會社ナ  
 リ喻ヘハ甲、商業ヲ爲シ或ハ甲乙二人ニテ商業ヲ爲シ  
 丙、其社ニ一萬フランヲ入レ或ハ丙丁ノ二人ニテ各一  
 萬フランヲ入レ而シテ丙丁ハ其會社ノ事務ニ預ラヌ又  
 其出シタル資本金高ノ外ハ義務ヲ負ハズト約シ甲乙  
 ノ二人ハ會社ノ支配人ト爲リ會社ノ債主ニ向テ悉ク

其責ヲ負フト雖モ丙丁ハ其會社ノ事務ニ預カラサル  
 ノ約束ヲ以テ其出シタル資本金ヲ失フノ外危害ナキ  
 モノトス

〔參照〕(商)一九、二三ヨリ二八マテ、三八、三九、

コマンデタル

Commanditaire.

信任社員

〔本義〕「コマンデタル」ハ「コマンデト」ヨリ出ツ「コマテ」デ  
 「ル」ハ即チ「コマンデト」中ニ在ル人ノ意  
 (釋解)信任會社ニ出シタル金額ノ外義務ヲ負ハサル所  
 ノ社員チイフ〇リトレ信任會社ニ其資本ヲ貸付タル  
 人チイフ〇「按」信任會社ノ社員ニシテ事務ヲ扱ヒ悉ク  
 社ノ責ヲ負フモノチ「コマンデタル」(被信者)トイヒ又「コン

プリママンタルトイフ

〔参照〕商二三、二五、二七、二八、

コメタン

委任者

選舉人

四二

Commentant.

〔本義〕「コメトル」トイフ 働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コメ  
 トル」ハ羅甸ノ「コムミテレ」ヨリ出ツ「コムミテレ」ハ「コム  
 ト」ミテレト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミテ  
 レ」ハ「置ク」ノ義即チ「コメトル」ハ「一處ニ置ク」ノ義ナリ今  
 「事」ヲ爲スノ權ヲ以テ事ヲ爲ス場ニ置クノ意ニ用ユ○  
 「ハシヤレ」コメタンハ羅甸ノ「コムミテレ」ヨリ出ツ「コムミ  
 テレ」ハ「信任スル」ノ義

〔釋解〕指圖ヲ爲シ又ハ代理ヲ任スル人チイフ○「ハシヤレ」  
 代理人ニ己レノ利益ノ世話ヲ任シ之レニ其事務ヲ負  
 擔セシメ己レニ代テ己レノ權ヲ行ハシムルタメ定リ  
 タル役目及ヒ權利ヲ此者ニ與フル所ノ人チイフ但代  
 理人ニ任シタル役目ヲ行フノ間其代理人ノ他人ニ對  
 シ爲シタル損害ニ付テハ己レ其責ニ住セサルヘカラ  
 ス〔民法千三百八十四條ニ見ユ〕商法ニ於テハ他人ニ「コ  
 ミシオン」他人ニ托シ其人ノ名前ヲ以テ買賣ヲ任スル  
 ナイフチナス所ノ商人ヲ指シテ「コメタン」トイヒ又政  
 事上ノ語コテハ被選舉人即チ代議士ニ對シタル其選  
 舉人チ「コメタン」トイフ

〔参照〕民一三八四、

Comminatoire.

ユミナトアル 恐嚇

〔本義〕羅句ノ「コムミナリ」ヨリ出ツ「コムミナリ」ハ「コム」ト「ミナリ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミナリ」ハ「脅迫」ナリ

〔釋解〕脅ヤカシノミテ以テ成立ツ事柄ナリト雖モ亦其效アラサル者チイフ今ハ「シローズ、ユミナトアル」(「シローズ」ハ箇條ナリ本部三〇)及ヒ「ベヌ、コムミナトアル」ハ「ベヌ」ハ刑ナリペノ部二二)法律ニ於テ許サ、ル所ナリ〇「シローズ」唯脅ヤカスヲノミテ載セタル箇條チイフ「シローズ、コムミナトアル」トハ裁判、契約、又ハ遺囑中ニ脅スノ種類即チ刑スルノ意チ含ミタル箇條チイフ又爲ス

ヘシト脅シ爲スヘシト迫マルヲチ含ミタル裁判チ「シツマン、コムミナトアル」トイフ其裁判ニ記シタル所ニ從フキハ其裁判ヲ取消スヲチ得例ヘハ原告人書類チ出サ、ルカ又ハ其原告ト爲ル所以チ理解セサルキハ其願ヒ事件チ其儘却下スル如キノ裁判ニシテ昔時ハ之チ「コムミナトアル」トイヒ「シローズ」即チ已決事件ノ力無シ其願方チ改ムルニ於テハ再ヒ同裁判官ノ前ニ訴ルチ得シ「アリ」〇「ボアタル」一ノ條規有リ之チ當ツルト當テサルトノ權チ暗ニ裁判官ニ付セル所ノ條規チ「デスボツション、コムミナトアル」トイフ〇「アカデミ」ベヌ、コムミナトアル」トハ充分ノ力ニテ當テ行ハス亦時トシテハ當テ行ハサル「アル」刑チイフ

〔参照〕(訴)一〇二九、

四四

Commission rogatoire.

ユミシオン、ロガトアル  
請托

〔本義〕「ユミシオン」ハ「委任ナリ」ロガトアルハ「願フ」又「請フ」ノ義(エルノ部四九)

〔釋解〕一ノ官吏ヨリ他ノ官吏ニ書面ヲ以テ其書面ニ記セル所ノ事ヲ爲スノ權利職務ヲ委任スルヲ「チェイフ」ハ「ハシレ」一ノ裁判所ヨリ民事又ハ刑事ノ或ル事件ヲ扱フ爲メニ他ノ裁判所ノ裁判官ニ爲ス所ノ委任ナリ民事訴訟ニ於テハ「誓ヲ受ケ、保證人ヲ立テ、證人吟味ヲ扱ヒ、鑑定人ヲ命スル等」ニ就テ此委任ヲ爲シ「商法」ニ於テハ「帳面調ヘ」ヲナス爲メ又「刑事」ニ於テハ「檢事又ハ豫審判

事ヨリ他ノ法官又ハ司法警察官吏ニ犯罪ノ調書ヲ造リ、又ハ證人ノ申述ヲ聞キ又ハ住所搜索ヲナス爲メニ此委任ヲ爲ス「最モ多シ」○「フォー」スタクシ、エリ「裁判官」ヨリ司法警察官吏ヘ「デレガシオン」(委任ノ義)「デ」ノ部二〇ヲ爲ス「其委任ヲ稱シテ單ニ「ユミシオン」トイヒ裁判官ヨリ豫審判事其他總ヘテ「マシスト」(法官)ニ爲ス「ハ」之ヲ「ユミシオン、ロガトアル」トイフ

〔参照〕(訴)二六六、一〇三五(商)一六(治)八三、九〇、

コムモダ

四五

Commodat.

無賃貸

〔本義〕「羅甸」ノ「コムモダレ」ヨリ出ツ「コムモダレ」ハ「コムモダレ」ヨリ出ツ「コムモダレ」ハ「コム」ト「モダレ」ト合成シタ

セノ部

二八三

ルモノニテ「コム」ハ「以テ」ノ義「モザッス」ハ「便宜」ナリ「コモダレ」ハ「貸ス」ノ義

〔釋解〕「アレタ、ユザシツ」(使用貸付ナリベノ部五〇)ト同シ即チ物質ヲ變セシテ使用シ得ル物件ノ貸付チイフ  
○リトレ一ノ物件ヲ無代ニテ貸シ與ヘ其借主ハ物件ヲ本ノ儘ニテ返還スヘキ義務アル貸借ノ契約チイフ  
此契約ハ「一」ニ「アレタ、ユザシツ」トイフ

〔參照〕性質及ヒ效力ハ(民)一八七四、一八七五以下、借主ノ契約ハ(民)一八八〇以下、貸主ノ契約ハ(民)一八八八以下、

ユミツノ一テ

共有

Communauté.

〔本義〕雜句ノ「コムミツ」ヨリ出ツ「コムミツ」ハ「コム」ト

「ミツ」ニ「ス」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ミツ」ニ「ス」ハ「本分」ナリ

〔釋解〕夫婦各自ノ財産ヲ併シテ共有スルチイフ○ハ「シツ」レ「數人」ノ人協同シテ利ヲ得ル爲メニ其財産ノ全部又ハ幾部ヲ集メテ結ヒタル會社チイフ然レモ法律語ニテハ特ニ婚姻ニ由テ夫妻ト爲リタル男女ノ間ニ生スル所ノ會社ニ「ミ」此語ヲ用ユ

〔參照〕(民)一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九九、  
婦財産共有ノ格別ノ仕方ハ(民)一五二九、雜則ハ(民)一二  
四、二〇六六、二二〇八、(商)五五七、(民)二二〇、(商)五、(治)九四四、  
(商)一四、(民)二二五六、(訴)九〇九ノ一項、九三五、(民)八一八、一  
三九五、

Communauté légale.

コミッノ一テ、レガル

法律上共有

〔本義〕レガルハ法律上ノ義

〔釋解〕コミッノ一テ、レガルハ夫婦ノ總ベテノ動産ヲモ包含スル語ナリ。ダローズ夫婦財産共有ノ法ヲ用ヰテ婚姻ヲ結ブト述ヘタルノミカ或ハ別段ノ共有契約ヲ結ハサル時ノ共有チイフ又別段ノ契約アリト雖モ法式ニ違フ所アルカ或ハ本人ノ無能力ニテ其契約ノ無効ニ屬スル時ノ共有チイフ

〔參照〕民一四〇〇以下、一四〇一以下、一四〇九以下、一四二一以下、一四四一、一四四二、一四四三以下、一四六七、一四六八以下、一四八二以下、一四九二以下、一四九六、

Communauté conventionnelle.

コミッノ一テ、コンウアシオ子ル

合意上共有

〔本義〕コンウアシオンチルハ約束上ノ義

〔釋解〕コミッノ一テ、コンウアシオ子ルハ夫婦財産契約中ニ本人互ニ共欲スル所ニ從ヒ箇條ヲ立テ記載スルモノナリ。〇リトレコミッノ一テ、レガルハ契約ナクシテ成立ツ所ノコムミッノ一テナリ。コミッノ一テ、コンウアシオ子ルハ夫婦財産契約ニ因テ廣狹スル。コミッノ一テナリ。〔參照〕民一四九七、一五〇〇以下、一五二〇以下、一五二六以下、一五二七、一五二八、

Communauté d'acquêts.

コミッノ一テ、ド、アケ

別得ノ共有

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ナリ「アケ」ハ別得ナリ（アノ部二三）（口音）「コミ  
ノ」テ、ダケ

〔釋解〕夫婦タルヘキ者婚姻ノ時「コミ」ノ「テ、ダケ」ヲ約シ  
或ハ「コミ」ノ「テ」ニ爲サ、ル旨ヲ陳述スルヲ得又「コミ」  
ノ「テ」ノ約ニ由リ嫁シタル婦ハ共有解止ノ後ヤ何時  
ニテモ其「コミ」ノ「テ」ヲ棄捐スルノ權ヲ有ス○〔按〕「コミ」  
ノ「テ、ダケ」ハ共有中ニ夫若クハ婦ノ得ル所ノ財産ヲ  
共有スルヲチイフ

コミツヌルノメ

Commune renommée.

通評

〔本義〕「コミ」ヌルハ普通ナリ「ル」ノ「メ」ハ「ル」ト「ノ」メト合成シタ  
ルモノニテ「ル」ハ繰リ返スノ義「ノ」メハ「名指ス」ノ義「ル」ノ

メハ即チ「名高キ」ノ意ナリ

〔釋解〕「コミ」ヌルノ「メ」ニ由テ目錄ヲ造ルト云フコトアリ此  
レ定期中ニ於テ目錄ヲ造ラサリシ時其目錄ニ換ユル  
爲メニ證據人ヲ以テ證ヲ立テ目錄ヲ造ルコトチイフ○  
〔按〕物ノ價又ハ物ノ品格等ノ普通ノ評説チイフ  
〔参照〕〔民〕一四一五、一四四二、一五〇四、

アンケート「ド」コミツヌルノメ

Enquête de commune renommée.

通評吟味

〔本義〕アンケート「ハ」證人吟味ナリ（エノ部一九）「ド」ハ「ノ」ナリ  
〔釋解〕リトレ或ル事實ヲ證スル爲メニ世間ノ評説ヲ穿  
鑿スルアンケート「即チ證人吟味」ノ一種ナリ  
〔参照〕〔民〕一四一五、一四四二、一五〇四、

Communicable.

Communicable.  
通報スヘキ

Causes communicables.

Communicable.  
通報事件

〔本義〕「コミニカブル」ハ「コミニケ」トイフ働詞ノ變シタル形容詞ニシテ「コミツケ」ハ羅句ノ「コムミツニス」ヨリ出ツ「コムミツニス」ハ本ト「共同」ノ義ニシテ今「コミニカブル」ハ「通」合ハスベキノ意ニ用ユ「コーズ」ハ「事件」ナリ

〔釋解〕「コーズ、コミニカブル」ハ檢事ヨリ「コンクリッジオン」〔論結ナリ本部六〇〕ヲ爲スヘキ訴件ナイフ〇リトレ一ノ訴件ニシテ其訴件ニ關スル證據類ヲ檢事ニ通シテ其審査ヲ經ヘキモノナイフ

Communists.

共有者

〔參照〕檢事通知ハ〔訴〕八三、八四、訴訟入費表九〇、民生證書ハ〔訴〕八五八、財産讓渡ハ〔訴〕九〇〇、判断人ノ判断ニ任カス契約ハ〔訴〕一〇〇四、裁判所ヨリ命シタル後見ハ〔民〕五一五、吾カ子ニ非スト訴フルハ〔訴〕三五九、雜則ノ外ハ〔民〕六六八、〔訴〕八〇五、八八五、八八六、二四九、二五一、八六二ヨリ八六四迄、〔民〕二一四五、五一五、〔訴〕八九一、八九二、七六二、三一一、三八五、三七一、四八〇ノ八項、七八二、〔民〕七七〇、〔訴〕二〇二、

Communists.  
コミニスト

〔本義〕「コミニ」ト「テ」〔本部四六〕ト同シ

〔釋解〕總ヘテ物件ヲ共同シテ占有スル人ナイフ〇リト

七ノ部



レ一ノ共同所有權ヲ有スル人又後ニ分ツヘキ物件ヲ  
未ダ分タサル前ニ共ニ占有スル人チイフ  
〔参照〕分ツヘカラサル事ハ(民)八一五、家ハ(民)六六四、混合  
ハ(民)五七二ヨリ五七五迄、買戻ハ(民)一六六八、

コミッタナフ

互易ヲ

五〇

Commutatif.

〔本義〕羅句ノ「コムミッタレ」ヨリ出ツ「コムミッタレ」ハ「變スル」  
ノ義即チ甲ノ物ト乙ノ物ト換ユルノ意ナリ  
〔釋解〕「エシアンシツ」(交換ナリ)エノ部一(コチ行フ)ナリ「コン  
トラ、コミッタナフ」ノ如キ是ナリ

コントラ、コミッタナフ

Contrat commutatif.

互易ヲ契約

〔本義〕「コントラ」ハ「契約」ナリ(本部八三)

〔釋解〕按「コントラ、コミッタナフ」ハ「コントラ、アレアル」  
(アノ部五〇)ニ對スルモノニシテ「コントラ、ア、チトル、オ  
チル」即チ有報契約ノ一ナリ(オノ部七)「コントラ、コミッタ  
ナフ」ト「コントラ、アレアル」トノ區別ハ義務ノ數ヲ  
以テイフモノニ非スシテ結約者ノ各自交換シテ其受  
取ル所ノ價ノ性質ニ因テ立テタルモノナリ結約者ノ  
一方ノ者其與ル利益ヨリ上等同等或ハ下等ナル利益  
ヲ受取リ而シテ契約ノ即時ニ其雙方ノ損益ヲ判然知  
ルヲ得ル契約チ「コントラ、コミッタナフ」トイヒ契約者ノ  
一方ノ與ル所ノ利益ヨリ受取ル所ノ利益ハ上等同等  
下等ナルヤ否ヤハ後事ニ係ルモノニシテ契約ノ時ニ

在リテ豫メ其損益ヲ知ルチ得サル契約チ「コントラ、アレアトアル」トイフ（「ムーロンニ據ル」）

〔参照〕民一一〇四、

五二

Commutation de peine.

刑ノ減赦  
ユミッタシオン、ド、ペヌ

〔本義〕「ユミッタシオン」ハ羅句ノ「コムミッタレ」ヨリ出ツ「コムミッタレ」ハ「變スル」ノ義「ド」ハ「ノ」ナリ「ペヌ」ハ「刑」ナリ（ペノ部二一一）

〔釋解〕裁判ヲ以テ宣告シタル刑ヲ變換シ又輕減スル「トイフ」但シ國王ニ非レハ之ヲ爲スチ得ス〇「ハシッレ」君主タル者ノ有スル恩赦ノ權ヨリ生スル所爲ニシテ君主ヨリ刑事裁判所ニ於テ宣告シタル刑ノ性質又ハ共

五二

Compensation.

抵填

時間ヲ變換輕減スル「トイフ」ハ「コムミッタシオン、ド、ペヌ」ノ願ハ被刑人、監獄長、州長、裁判官、陪審官、檢事ヨリ之ヲ爲スチ得而シテ其願ハ司法卿ヘ之ヲ出スヘシ〇「按」グラ「ス」即チ恩赦ハ宣告シタル刑ノ全部ヲ赦スモノ有リ又其一部ヲ赦スモノ有リ此一部ヲ赦スモノチ「コムミッタシオン、ド、ペヌ」トイフ（「ブーフコ據ル」）  
コンパンサシオン

〔本義〕羅句ノ「コンパンサレ」ヨリ出ツ「コンパンサレ」ハ「コム」ト「パンサレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「パンサレ」ハ「權衡」ヲ以テ量ル「ノ義」即チ「二」ノ物ヲ量リ合セテ平均ヲ取ル「ノ意」ナリ

〔釋解〕二人互ニ義務者ノ位置ニ在ルヲ以テ互ニ其責ヲ免ル、コトヲイフ○リトレ二人アリ甲ハ乙ノ義務者ト爲リ乙モ亦甲ノ義務者ト爲ル時互ニ受取ヘキ高ヲ以テ拂フヘキ高ト計算指引ヲ爲シ互ニ義務ヲ免ル、コトヲイフ

〔參照〕義務消滅ハ(民)一三四、抵填ヲ爲ス場合ハ(民)一八八以下、一七六九、抵填ヲ許ルサ、ル場合ハ(民)一八九八、一八八五、

Compensation de dépens.

コンパンカシオン、ド、デパン  
詞訟入費ノ抵填

〔本義〕「ド」ハ「」ナリ「デパン」ハ「入費」ナリ(テノ部二九參看)  
〔釋解〕數人ノ入費ノ全額ヲ其内ノ一人ニ負ハシメサル

Compéence.

コンペダンス  
管轄

爲メ數人ノ間ニ其入費ヲ割合フコトナリ

〔參照〕(訴)一三一、

〔本義〕羅甸ノ「コムベテレ」ヨリ出ツ「コムベテレ」ハ「コム」ト「ベテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「ベテレ」ハ「何々」ニ向テ行クノ義ニテ即チ「願フ」ノ意ナリ今其意ヲ轉用シテ「願ヲ受クル方」ノ意ニ用ユ○「パシッレ」コンペダンス」ハ羅甸ノ「コムベテレ」ヨリ出ツ「コムベテレ」ハ「適當スル」又「屬スル」ノ義

〔釋解〕公ケノ官吏ニ就テイヘハ其所任ノ公正證書ヲ作り又ハ之ヲ記シ渡スノ權利ナリ裁判所ニ就テイヘハ

法律ノ明文ニ依テ任スル所ノ裁判ノ權利ナリ○ハシ  
レ各官吏ニ法律ノ與ヘタル權利ノ程度ナリ其狹キ意  
味ニテハ立法官ノ定メタル區域内ニテ職務ヲ行フ  
ニ付キ裁判官ニ許シタル權ナリ又「コンベンタンス」ハ「ジャ  
リザクシオン」(シ)ノ部一〇ト異ナリ「ジャリザクシオン」ハ  
裁判スルノ權ヲイヒ「コンベンタンス」ハ此ノ權ノ程度ヲ  
イフ

〔参照〕行政ニ付キ參議院ハ一千八百五十二年一月二十  
六日ヨリ三十日ノ布告、參事院ハ共和第七年兩月二十  
八日ノ法律、重罪裁判所ハ(治)二九一以下、大審院ハ千七  
百九十年十月一日ノ法律、上等裁判所ハ(訴)一〇一〇、一  
〇二三、商事裁判所ハ(商)六三一以下、懲治裁判所ハ(治)一

Complainte.

保守

コンプレント

七四以下、一七九以下、一九九以下、治安裁判所ハ(訴)一以  
下、違警罪裁判所ハ(治)一三七以下、初告裁判所ハ(訴)四〇  
八、千八百三十八年四月十一日ノ法律

〔本義〕「コンプレンドル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシ  
テ「コンプレンドル」ハ「コム」ト「プレンドル」ト合成シタル  
モノニテ「コム」ハ前詞ナリ「プレンドル」ハ「告訴」ナリ(ペ)ノ  
部二八參看

〔釋解〕占有ニ妨害ヲ受ケタルニ由リ起ス所ノ一「アシ  
ション、ボセソアル」(占有訴權ナリ)ノ部三四ナリ他ノ  
「アシション、ボセソアル」ト區別スルハ「コンプレント」

ハ其占有ヲ從來通りニ保存スルヲ得ンヲ主トシテ  
申立ル所ノモノナリ○「按」コンプレント「ハ」アクシオン、  
アン、コンプレントトモイフ

〔参照〕民一二四八、二〇六〇ノ二項、訴三ノ二項、二三以下、

コンプリス

五五

Complice.

従犯

〔本義〕羅何ノ「コムプレキス」ヨリ出ツ「コムプレキス」ハ「コ  
ム」ト「プレキス」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ  
「プレキス」ハ「結」ヒ付ケタルノ義今「コムプレキス」トイヘ  
ハ「何々」ト結ヒ付ケラレテ共ニ罰セラル、ノ意ナリ  
〔釋解〕人アリ重罪又ハ輕罪ヲ犯スニ付キ何程カ直接ニ  
共犯罪ニ加ハリ多少ノ力ヲ添ヘタル者ナイフ

〔参照〕性質及ヒ刑ハ〔刑〕五八ヨリ六三迄、姦通ハ〔刑〕三三八、  
重罪裁判所ハ〔治〕三七九、四三三、詐偽倒産ハ〔刑〕四〇三、詐  
偽贗造ノ従犯ハ〔訴〕二二九、

コンプロ

五六

Complot.

陰謀

〔本義〕「コム」ト「プロ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナ  
リ「プロ」ハ企テヲ爲シ遂ル爲メニ巧且密ニ事ヲ行フ  
ノ意  
〔釋解〕罪ヲ犯スノ目的ニテ數人ニテ爲シタル總テノ陰  
謀ナイフ○リトレ法律語ニテハ國事ニ對スル「アタン  
タ」〔亂害〕ナリアノ部八九ヲ爲サントスル者ノ陰謀ノ決  
心ナイフ

〔参照〕刑八九、九一、一二五、

五七

Compromis.

コンプロミ

仲裁契約

〔本義〕「コンプロミ」ハ「コンプロメトル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コンプロメトル」ハ羅句ノ「コムプロミテレ」ヨリ出ツ「コムプロミテレ」ハ「コム」ト「プロミテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「プロミテレ」ハ「約束ヲナス」ノ義

〔釋解〕數人ノ間ニ争ヲ起シタルトキ争者互ニ「アルビトル」即チ仲裁人（アノ部七四「アルビトラツ」參看）ノ裁判ニ依テ決セシメテ約スルトキノ契約ヲイフ

〔参照〕性質及ヒ効力ハ（訴）一〇〇三ヨリ一〇〇七マテ、期

五八

Compulsoire.

コンピュルソアル

按閱

限ハ（訴）一〇一ニ、一〇一三、上告ハ（訴）一〇二八、和解ハ（民）一九八九、

〔本義〕「コンピュルゼ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コンピュルゼ」羅句ノ「コムピュルザレ」ヨリ出ツ「コムピュルザレ」ハ「強ヒテ爲サシムル」ノ義

〔釋解〕争訟ヲ決スルニ必要ナル書付ノ有無ヲ發見スル爲メニ公ケノ簿冊ヲ搜索スルヲチイフ〇リトレ書類ヲ搜索スルヲニシテ即チ公證人、書記、其他證書、書付、簿冊ノ預リ人ヲシテ強ヒテ其書類簿冊ヲ差出サシムルカ又ハ其寫ヲ出サシムルカ又ハ之ヲ寫シ取ラシムル

セノ部

ヲ目的トスル訴訟手續タイプ又裁判官ヨリ公證人或  
ハ其他ノ公ケノ官吏ノ手許ニ在ル書付ヲ「コンピルゼ」  
スルヲ許ス書付ヲモイフ

〔参照〕(訴)八四七ヨリ八四九マテ、八五二、

コンシリアシオン

五九

Conciliation.

勸解

〔本義〕「コンシリエ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ  
ンシリエ」ハ羅甸ノ「コンシリアレ」ヨリ出ツ「コンシリ  
レ」ハ「コム」ト「シリアレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前  
詞ナリ「シリアレ」ハ「シリオ」ノ轉語ニシテ「動シ」ノ義即チ  
「コンシリアレ」ハ共ニ動クノ義ニテ今「相和スル」ノ意ニ  
用ユ

〔釋解〕成ルベク訴訟ヲ無カラシメシメシ爲メニ訴訟ヲ起ス  
前ニ必ス先ツ治安裁判官ノ面前ニ於テ爲ス和解チイ  
フ  
〔参照〕性質及ヒ效力ハ(訴)四八以下、呼出狀ハ(訴)六五、民生  
證書ハ(訴)八五六、書類寫ハ(訴)八三九、時効ハ(民)二二四五、  
訴訟再發ハ(訴)三四五、拿住ハ(訴)五五六、五七〇、不動産ハ  
(訴)七一八、財産分離ハ(訴)八七一、

コンシリアシオン

六〇

Conclusion.

論結

〔本義〕「コンクリッレ」トイフ勸詞ノ變シタル名詞ニシテ「コ  
ンクリッレ」ハ羅甸ノ「コンクリッデレ」ヨリ出ツ「コンクリッ  
レ」ハ「コム」ト「クリッデレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前

詞ナリ「ク」リ「テ」レハ「閉ル」又「締メル」ノ義ニテ即チ「確定スル」ノ意

〔釋解〕訴訟ヲ爲ス者ノ願フ所及ヒ其權利アリト主張スル所ノ要略ヲイフ○ダロズ此語ハ通常用井ル所ニテハ訴訟人ヨリ裁判所ニ裁判ヲ願フ所ノ事項ノ申シ述ヘナリ故ニ「コン」ク「リ」シ「オン」ハ裁判ヲ受クヘキ者ヨリ喚起シ裁判ヲ爲ス者ハ是ニ依テ決定スルニ至ル申立ノ道理ノ結終シタルモノナリ亦檢事ノ意見或ハ要求ノ申シ述ヘテモイフ故ニ檢事ハ何レノ裁判所ニ於テモ「コン」ク「リ」シ「オン」ヲ爲スモノナリ然レ刑事ニテハ檢事ノ「コン」ク「リ」シ「オン」ヲ呼ンテ「レ」キ「シ」オン又「レ」キ「シ」トアルトイフ又時トシテ「コン」ク「リ」シ「オン」ヲ「ド」マン

ド〔願ナリ〕又ハ「ア」ク「シ」オン〔訴權ナリアノ部二九〕ト同義ニ用井ル「ア」リ然レ「ド」マン「ド」ア「ク」シオンハ廣シ訴訟人ノ一方ヨリ相手方ニ對シテ要求スル事柄ノ申述ノ意ニ用ユ「コン」ク「リ」シ「オン」ハ相手方ニ對スルニ非ズ裁判官ニ對シ裁判官ヲシテ己レノ「ド」マン「ド」又ハ「ア」ク「シ」オンノ目的ニ同意セシムル爲メノ申述ベノ意ニ用ユ○按「コン」ク「リ」シ「オン」ハ單數ニ用ユルハ事又ハ議論ノ結局テイヒ複數ニ用井ルハ書面又ハ口上其他ノ方法ヲ以テ訴訟人ヨリ裁判所ニ審判ヲ願フ事柄ノ申シ顯ハシチイフ〔リ〕トレ及ヒ「ア」カ「デ」ミニ據ル

〔参照〕檢察官ノ論結ス可キ事件ハ〔訴〕八三、一一二、二五一、三一、三八五、六六八、七六二、八五六、八五九、八六二、八七



九、八八六、八九二、九八七、(注)八〇、八一、一二二、一五三、一五八、一九〇、缺席裁判ニ係ル論結ハ(訴)一五〇、説由ノ論結ハ(訴)四六五、

Conclusion principale.

コンクリッジオン、プレレンシバル  
主タル論結

〔本義〕「プレレンシバル」ハ「主タル」ノ義

〔釋解〕ダローズ訴訟ニ爲リタル權利ノ主タル所ニ就キ訴訟人ヨリ爲シタル總ヘテノ請求ヲ要略シタル「コンクリッジオン」チ「イフ」〇「バシ」レ訴訟ハ其時ニ循ヒ「コンクリッジオン」ニ種々ノ名ヲ下ス「有リ始メテ訴訟ヲ起ス願」コテ其争ヒノ主タル所ニ就キテ爲ス請求ヲ表スル「コンクリッジオン」チ「コンクリッジオン、プレレンシバル」ト

イフ

Conclusion subsidiaire.

コンクリッジオン、シッブシゲエル  
輔助ヲ論結

〔本義〕「シッブシゲエル」ハ羅甸ノ「シブゲオム」ヨリ出ツ「シブゲオム」ハ「シブ」ト「セデレ」ト合成シタルモノコテ「シブ」ハ「上」ニノ義「セデレ」ハ「坐」セシメテアル「ノ義」シブゲオム「ハ持」チ保ツ爲メニ下ニ置カレテ在ルモノ、「意」ニシテ即チ「助」ケ「ノ義」今「シッブシゲエル」ハ「主」タルモノチ助ケニ來リタル「ノ意」ニ用ユ

〔釋解〕ダローズ「コンクリッジオン、プレレンシバル」ヲ爲シタルニ裁判官之ヲ取り用非サルノ恐レアル場合ニ於テ更ニ「プレレンシバル」ヲ剛正シ又ハ「プレレンシバル」ノ不充

セノ部

分ナリト認メラレタルニ因リ別ニ何々ノ證據ノ差出  
ヲ許サレシムコト願フ「コンクリッジオン」チイフ〇ハシツレ  
裁判官「コンクリッジオン」アレシバ「ル」ヲ審査セシテ  
採用スベカラストスルチ恐レ前ノ中立ヲ推シ廣メ又  
ハ主タル願ノ助ケニ證據ヲ差出サント願フ「コンクリッ  
ジオン」チ「コンクリッジオン」シツブシヂエルトイフ

Conclusion additionnelle.

コンクリッジオン、アヂシオ子ル

添加ヲ論結

〔本義〕「アヂシオ子ル」ハ「添へ加フル」ノ義

〔釋解〕「接」「コンクリッジオン」アレシバ「ル」ニ添加シテ申述  
ル「コンクリッジオン」チイフ

Conclusion exceptionnelle.

コンクリッジオン、エクセプシオ子ル

例外ヲ論結

〔本義〕「エクセプシオ子ル」ハ「例外」ノ義（エノ部三一「エクセ  
プシオン」參看）

〔釋解〕「ダローズ」本案ノ裁判前ニ爲スヘキ一ノ裁判处分  
ヲ求ムルコトナリ例ヘハ某ノ事件ヲ他ノ裁判处所ニ送付  
スル事又ハ書類ノ交通、他人ヲ訴訟ニ引入ル等ノ事ヲ  
得ル爲メニ述ブル「コンクリッジオン」チイフ〇ハシツレ訴  
訟ノ主タル所ニ就キ論告スルニ非ス裁判ノ前ニ爲ス  
ヘキ一ノ裁判ノ處分即チ裁判呼出ノ無效或ハ管轄違  
ノ言渡等ヲ望ム「コンクリッジオン」チ「コンクリッジオン」エ  
クセプシオ子ル」又「コンクリッジオン」エンシダント（イノ  
部九「エンシダント」參看）トイフ

Conclusions motivées.

説明ヲ論結

コンクリッジオン、モナウエ

〔本義〕「モナウエ」ハ理由ヲ顯ハシタルノ意ナリ

〔釋解〕ダローズ訴訟中ニ代訟人ヨリ送達スル願ヒノ因由ヲ簡單ニ説明シタル「コンクリッジオン」チイラ〇「按」訴訟法第四百六條ニ附帶ノ願及ヒ他人ノ訴ニ干涉スルノ願ハ其代訟人ヨリ願書ヲ出シ之ヲ爲スヘシ但シ其願書ニハ「コンクリッジオン、モナウエ」ノミチ記スヘシト是レ其一例ナリ

コンクリッジオン、オー、フォン

Conclusion au fond.

本案ノ論結

〔本義〕「オー」ハ「コンクリッジオン」ハ「基礎」ナリ

Concordat.

和約

コンコルダ

〔釋解〕グローズ願ノ本件ニ關シ或ハ之ヲ受理セラレ或ハ之ヲ却下セラレシテ欲スル「コンクリッジオン」チイフ此語ハ「コンクリッジオン、エクセプシオチル」ニ對スルモノナリ

〔本義〕羅甸ノ「コンコルダレ」ヨリ出ツ「コンコルダレ」ハ「コ

ム」ト「コルダレ」ト合成シタルモノコチ「コム」ハ前詞ナリ

「コルダレ」ハ「コルダレ」ノ轉語ニシテ意思ナリ今「コンコルダレ」ハ意思ノ相合スルヲチイフ

〔釋解〕分散人ノ債主我カ權利ノ一部ヲ委棄スルヲ承諾スル旨ヲ分散人ト約スルチイフ此約アルキハ分散

人ニ其財産ノ支配ヲ許スト雖モ分散ヨリ出ル所ノ他ノ効ハ之ヲ止メス○ダロース分散セシ商人ノ債主其負債主ニ辨濟スル期日ヲ猶豫シ且其權利ノ一部ヲ棄テ置シ契約ヲイフ

〔参照〕和約ノ方法ハ(商)五〇七以下、其効力ハ(訴)五一六ヨリ五一九マテ、取消ノ場合ハ(訴)五二〇ヨリ五二六マテ、

六二

Concussion.

貪贖

〔本義〕羅旬ノ「コンキッシオ」ヨリ出ツ「コンキッシオ」ハ「コンキッテレ」ヨリ出ツ「コンキッテレ」ハ「コム」ト「キッテレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「キッテレ」ハ「聲ツ」ノ義今「コンキッシオ」ハ「逼取」ノ意ニ用ヰル

〔釋解〕ハ「コンキッレ」官吏共受取ルヘカヲサルヲ知リ若クハ其受取ルヘキ高ニ過ルヲ知リテ之レヲ徴收セシテ命シ若クハ之レヲ要求シ若クハ之レヲ受取ルキハ貪贖ノ罪アリ此罪ニ付キ三箇ノ要件アリ第一職權ヲ妄用スルヲ第二徴收ノ不正ナルヲ第三犯人共不正ナルヲ知リタルヲ是ナリ此要件具備スルニ於テハ徴收金額ノ多寡ヲ論セス又其用法ノ如何ヲ問ハス總テ刑法第七十四條ニ於テ之レヲ罰ス

六三

Condition.

條件

コンゲンシオン

セノ部

身分

〔本義〕羅句ノ「コンデレ」ヨリ出ツ「コンデレ」ハ「コム」ト「デレ」ト合成シタルモノヨテ「コム」ハ前詞ナリ「デレ」ハ「ダレ」ノ轉語ニテ「與フル」ノ義「コンデレ」ハ「定ムル」又「建ツル」ノ義〔釋解〕他ニ負ハシメ又ハ自ラ承クル所ノ約條義務等ヲ總稱シテ「コンヂシオン」トイフト雖モ特別ノ意味ニ用非ルトキハ未來且ツ不確實ノ箇條ノ「ヨシテ」即チ「オブリガシオン」コンヂシオン「條件義務」ノ部一ノ場合ニ用ザル所ノ意是ナリ此「コンヂシオン」ハ契約ノ因テ成立ナリ若シハ因テ解除スル所以ノモノニシテ即チ未來ニシテ確實ナラサル事件ナリ又人ノ社會中ニ於テ有スル身分品位チイフ例ハ人ト契約ヲ爲シタル

者ハ相手方ノ「コンヂシオン」ヲ知り得タル人ト看做シ幼者ハ父ノ「コンヂシオン」ニ從ヒ婦ハ夫ノ「コンヂシオン」ニ從フカ如キ是ナリ

〔參照〕婚姻スル「付テハ」(民)一四四以下、贈遺遺囑ニ付テ爲ス能ハサル條件法律風俗ニ反對スル條件ハ(民)九〇〇、約束中ニ於テ爲ス能ハサル條件法律風俗ニ反對スル條件ハ(民)一一七二、贈遺遺囑義務ニ關スル條件ハ(民)九四四以下、一〇四〇、一一〇八、一九六八、夫婦財產契約ニ因テ爲ス贈遺ハ(民)一〇八六、一〇八八、一〇九二、

Condition casuelle.

難期下條件

〔本義〕「カッシュェル」ハ「意外ノ事ニ關スル」ノ義

〔釋解〕ムーロン專ラ不虞ノ事ニ關スル「コンヂシオン」ノ  
 ミナラス債主負債主ノ權ヲ以テ何如トモスル能ハサ  
 ル「コンヂシオン」即チ外人ノ意思ニ係ル「コンヂシオン」  
 ハ皆之レチ「コンヂシオン」カ「ジッセル」トイフ例ヘハ本年  
 ノ收納豐饒ナルトキハ云々スヘシトイフ場合ノ如キ  
 若シハ彼若シ我ニ其家屋ヲ賣却スルトキハ我亦汝ニ  
 我家屋ヲ賣却スヘシト約スル場合ノ如キ是ナリ

〔參照〕(民)一一六九、

Condition potestative.

コンヂシオン、ポテスタチウ  
 任意ノ條件

〔本義〕「ポテスタチウ」ハ羅甸ノ「ポテスタス」ヨリ出ツ「ポテ  
 スタス」ハ「權威」ナリ「ポテスタチウ」ハ「雙方中ノ一人ノ欲

スル所ニ從フ」ノ意(ベノ部三七)

〔釋解〕ムーロン義務ノ條件其契約者中一方ノ者ノ權ヲ  
 以テ生セシメ若クハ止メシムルヲ得ヘキモノタルハ  
 ハ其條件チ「コンヂシオン」ポテスタチウ「トイフ例ヘハ  
 吾若シ巴里ニ往カハ吾家ヲ汝ニ賣ラント約スル如キ  
 是レナリ

〔參照〕(民)一一七〇、

Condition mixte.

コンヂシオン、ミクスト  
 混同ノ條件

〔本義〕「ミクスト」ハ「混ヲタル」ノ義(エムノ部一六)  
 〔釋解〕ムーロン「コンヂシオン」ミクスト「ハ契約者中一人  
 ノ存意ト外人ノ存意トニ關スル「コンヂシオン」チイフ

セノ部

例へハ汝若シ吾妹ト婚姻セハ吾若干ノ金ヲ以テ汝ノ家屋ヲ買ヒ取ラント約スル如キ是レナリ

〔参照〕(民)一一七一、

コンヂシオン、シッスパンシウ

Condition suspensive.

中止ヲ條件

〔本義〕「シッスパンシウ」ハ「シッスパンドル」トイフ働詞ヨリ出タル名詞ナリ「シッスパンドル」ハ羅甸ノ「シッスパンデレ」ヨリ出ツ「シッスパンデレ」ハ「シッム」ト「パンデレ」ト合成シタルモノコト「シッム」ハ「上」ニ「義」「パンデレ」ハ「掛クル」ノ義

〔釋解〕義務ノ成立又ハ其執行ヲ停止スルノ效アル「コンヂシオン」チイフ例へハ家屋ノ賣買ニ付テイハ、某ノ

子

船到着セハ吾汝ニ吾家屋ヲ賣渡サント約シ而シテ現ニ共船到着シタルトキハ我ハ汝ニ賣買ノ目的タル所有權ヲ移シ汝ハ我ヨリ其所有權ヲ得而シテ汝ハ迦リテ契約ノ日ヨリ既ニ其所有權ヲ得シ者ト看做サレ吾ハ其日ヨリ既ニ所有權ヲ移セシ者ト看做サルヘシ此種ノ條件ヲ「コンヂシオン、シッスパンシウ」トイフ(ムーロ  
ンニ據ル)

〔参照〕中止條件ハ(民)一一八一以下、

コンヂシオン、レヅリットアル

Condition résolutoire.

解除ヲ條件

〔本義〕「レヅリットアル」ハ「一」ノ物體其初ノ原素ニ溶解スルノ義今「一」ノ所爲ノ解クルノ意ニ用ユ

〔釋解〕義務ノ取消ヲ行フヘキ「コンヂオン」チイフ〇「按」例ヘハ吾汝ニ吾家ヲ賣ルヘシ然レモ若シ何號ノ船到着スルキハ此賣買ノ約束ヲ解除スヘシト約センコ此賣買ハ純粹ノ賣買ノ如ク即時ニ其總ヘテノ效ヲ生シ共約束ノ時ヨリ已後買主ハ其家ノ所有者ト爲ルヲ得然レモ此「コンヂオン」ノ生スルキハ買主ハ始メヨリ所有者ニ非ル者ト看做サレ賣主ハ又始ヨリ所有者タルヲ止メサリシモノト看做サルヘシ此種ノ條件ヲ「コンヂオン」レゾリットアルトイフ（ムーロンニ據ル）

〔參照〕民一八三以下、

コンフィスカシオン

Confiscation.

沒收

〔本義〕「コンフィスケ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コンフィスケ」ハ羅甸ノ「コンフィスカレ」ヨリ出ツ「コンフィスカレ」ハ「コム」ト「フィスケ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「フィスケ」ハ「官庫」ナリ今「コンフィスカレ」ハ「官庫ニ集ムルコ」チイフ

〔釋解〕刑罰ヲ適用スルニ由テ所有者ヨリ取揚タル物件ヲ官庫ニ收ムルコチイフ

〔參照〕取立ノ方法ハ〔治〕一九七、此刑ノ性質ハ〔刑〕一一、四六四、沒收ヲ爲ス場合ハ〔刑〕一七六、二八七、三一四、三六四、四一〇、四一三、四二二、四二七、四二八、四七〇、四七七、四八一、貧院ノ爲メニスル沒收ハ〔刑〕一八〇、

コンフリ

Confit.



### 權限交爭

〔本義〕「コンフリ」ハ羅句ノ「コンフリゼレ」ヨリ出ツ「コンフリゼレ」ハ「コム」ト「フリゼレ」ト合成シタルモノコテ「コム」ハ前詞ナリ「フリゼレ」ハ「衝突スル」ノ義又「撃ツ」ノ義「コンフリゼレ」ハ雙方突キ當リテ相容レサルノ意

〔釋解〕事務ノ性質或ハ固有ノ「コン」メタンス〔管轄ナリ本部五三〕上ヨ就キタル權限ノ爭チイフ

〔參照〕各種裁判所ニ於テハ〔訴〕四九ノ七項、八三ノ四項、三六三以下、〔治〕五二五以下、行政官署ト裁判所トノ間ニ於テハ〔刑〕一二八、千八百二十八年六月一日命令書

コンフリ、ボシチフ  
有的ニ權限交爭

Conflit positif.

### 無的ニ權限交爭

〔本義〕「ボシチフ」ハ「有」ノ意ヲ示ス語「チガチフ」ハ「無」ノ意ヲ示ス語ナリ

〔釋解〕一件ノ詞訟ニ付二個ノ裁判所互ニ裁判スルノ權アリト爭フキハ之ヲ「コンフリ、ボシチフ」トイヒ又二個ノ裁判所互ニ權限外ナリトイフキハ之ヲ「コンフリ、チガチフ」トイフ然レモ二個ノ内其一方ノ裁判所之ヲ裁判スヘキ權アルヘシ故ニ此場合ニ於テハ「レグルマン、ド、シツツ」〔裁判權限規定ナリエル〕部二〇ノ手續ヲ以テ之ヲ上告シ其爭チ決スヘシ

コンフツジオン

Confusion.



〔参照〕民二二二ヨリ二二六迄

コチスマン

六八

Connaissance.

積荷目録

〔本義〕「コチスマン」ハ「コチトル」トイフ動詞ノ變シタル名詞ニシテ「コチトル」ハ羅句ノ「コノスセレ」ヨリ出ツ「コノスセレ」ハ「コム」ト「ノスセレ」ト合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「ノスセレ」ハ「知ル」ノ義今「コチトル」ハ「知リ認ル」ノ義ニ用サレ

〔釋解〕積込ノ商品ニ就キ積込タルニ相違ナキヲテ證シタル書付ニテ船長ヨリ渡スモノナリ○リトレ商品ノ船積及ヒ其運送ノ條件ヲ證明シタル書付ニテ船長ト船主トノ間ニ造ルモノナリ此目録ハ三通ノ寫ヲ造リ

荷主、船長、荷物受取人ニ各一通ヲ渡スモノトス  
〔参照〕性質及ヒ效力ハ〔商〕二二二、二二六、二八一ヨリ二八六迄、受合ハ〔商〕三四四、三四五、仲買人ハ〔商〕九三、投荷ノ事ハ〔商〕四一八、四二〇、取返ノ事ハ〔商〕五七六、

コンケ、ド、コミッノーオテ

共有ノ別得

六九

Conquet de communauté.

〔本義〕「コンケ」ハ羅句ノ「コンキ」ヲ「ナス」ヨリ出ツ「コンキ」ナ「ナス」ハ「勝テ取リタルモノ」ノ義「コンケ」ハ「相續ニテ得タル」ニ非スシテ自力ヲ以テ得タルモノナリ「ド」ハ「ノ」ナリ「コミッノーオテ」ハ「共有」ナリ〔本部四六〕

〔釋解〕夫婦共有ノ財産ヨリ生スル所ノ利益ヲ得タルヲ「ナイフ」コンケ、ド、コミッノーテ「ハ」アケ、ド、コミッノーオテ「ア

セノ部

三二九

ノ部二三ト異ナルイナシ然レモ「コンケ、ド、コ、ミッノ、イ、オ」ハ夫婦中ノ一方ノ別ニ所有スヘキ「アケ」ニ對シテ用  
非ル語ナリ

〔参照〕(民)一四〇一ノ三項、一四〇八、

ヤ〇

Consanguins.

同父異母ヲ

Parents consanguins.

バラン、コンサンギアン

同父異母ヲ親屬

〔本義〕「コンサンギアン」ハ羅甸ノ「コンサンギョチウス」ヨリ出  
ツ「コンサンギョチウス」ハ「コカ」ト「サンギョイス」ト合成シタ  
ルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「サンギョイス」ハ「血」ナリ「コン  
サンギョチウス」ハ即チ「血」同シスルノ意「バラン」ハ親屬

ナリ

〔釋解〕「バラン、コンサンギアン」ハ父ノミニ就テノ血續チイ  
フ即チ同父異母兄弟ナリ〇リトレ「コンサンギアン」ハ父  
ニ就テノミノ血續キチイフ「フレル、コンサンギアン」(「フレ  
ル」ハ兄弟ナリ)トイヘハ父ノミチ同フスル兄弟チイフ  
是レ「フレル、ユテレン」(ユノ部八)即チ母ノミチ同クスル  
兄弟ニ對シ又「フレル、ゼルマン」(ゼノ部九)即チ父母共ニ  
同クスル兄弟ニ對シテ用ユル語ナリ

〔参照〕(民)七三三、七五一、七五二、

七一

Conseil judiciaire.

コンセイ、ジュヂシエル  
裁判上補佐人

〔本義〕「コンセイ」ハ羅甸ノ「コムシャルタレ」ヨリ出ツ「コムシヤ

セノ部

ルタレハ「人ニ助言ヲ爲ス」ノ義「コンセイ」ハ本ト「助言」又ハ「會議」ノ義今「助言スル人」ノ意ニ用ユ「ジジギシエル」ハ「裁判上」ノ義

〔釋解〕浪費者ノ爲メニ設ケタル特別ノ「キツラツール」(管財人ナリ本部一〇六)チイフ浪費者ハ其「キツラツール」ノ手ヲ經ルコト非レハ或ル所爲ヲ爲スチ得ス。〇ダローズ(浪費者又ハ精神ノ亂レタルチ以テ財産チ自ラ處置スルノ能力チ有セサル者ト看做サレタル人ノ爲メニ法律ニテ指定シタル事ヲ爲スキ之ニ助力スル)チ委任セラレタル人チイフ

〔參照〕(民)四九九ヨリ五〇二迄、五一三ヨリ五一五迄(訴)八九四、八九七、

Consentement.

コンサントマン

承諾

〔本義〕「コンサントマン」ハ「コンサンナル」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニテ「コンサンナル」ハ羅甸ノ「コンサンナレ」ヨリ出ツ「コンサンナレ」ハ「コム」ト「サンナレ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「サンナレ」ハ「感スル」又「考ヘル」ノ義「コンサンナレ」ハ即チ雙方相與ニ感シ終ニ其意思同一ニ歸スルノ意ナリ

〔釋解〕我カ認可シタル意思チ言ヒ述ルコトナリ。〇バシッレ契約チ結ハントシテ意思ノ相合スルチイフ「コンサントマン」チ言語又ハ書付チ以テ著ハシタルキハ之チ明承諾トイヒ又否ラスシテ十分ニ「コンサントマン」チ示

スニ足ル所爲アルトキハ之ヲ默承諾トイフ  
 [参照]第一、意合ノ事ハ(民)一一〇八、一一〇九以下、一一三四、附托ハ(民)一九二一、一九二二、交換ハ(民)一七〇三、結婚  
 シタル婦ハ(民)一四二八、一五〇七、一五五九、書入ハ(民)二  
 一五七、會社ハ(民)一八五九ノ四項、一八六一、引渡ハ(民)一  
 一三八、賣約ハ(民)一五八三、一五八九、一六〇六、一六〇七、  
 第二、贈遺ハ(民)九三八、第三、婚姻夫婦ノ承諾ハ(民)一四六、  
 一八〇、一八一、一八三、尊屬親ノ婚姻承諾ハ(民)一四八ヨ  
 リ一五一マテ、一六〇、一八二、一八三、

コンウァンシオン、コンサンシウエル  
 Conventions consensuelles.

承諾乃合意

[本義]「コンウァンシオン」ハ「合意」ノ義(本部八三)「コンサンシウ

エル」ハ「コンサン」トマシ「ノ」形容詞ニテ「承諾」ノノ義ナリ  
 [釋解]法式ヲ要セスシテ承諾ノ效ノミニテ成立ツ合意  
 タイフ

コンシニアシオン

附托

Consignation.

[本義]「コンシチ」トイフ働詞ノ變シタル名詞ニシテ「コン  
 シチ」ハ羅句ノ「コンシナレ」ヨリ出ツ「コンシナレ」ハ「コム」  
 ト「マナレ」ト合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「マナ  
 レ」ハ「印」シチ付ル」ノ義即チ「コンシナレ」ハ「印」シチ付ケ儘  
 コスル」ノ意ナリ

[解釋]リトレ金錢又ハ他ノ物件ヲ政府ヨリ命シタル預  
 入ニ附托スルヲナリ〇ダローズ責チ免ル、爲メカ又

ハ他ノ用ニ備フル爲メニ其金高キ政府ヨリ設ケタル  
預所又ハ平人ニ預ケ置クナリ○ハシラレ商法ノ語ニ  
テハ賣捌チ容易ニスル爲メ中買ノ商家ニ商品チ附托  
スルヲチイフ其附托チ爲シタル人チ「コンシナツール」  
トイヒ附托チ受取タル人チ「コンシヨツテル」トイフ「コン  
シヨツテル」ハ人ノ利益ノ爲メニ賣捌チナシ其賣捌高ノ  
上ニ中買料チ取リ若シ商品賣レサルキハ「コンシニツシ  
オン」ノ料チ取ルナリ

〔参照〕第一、義務ノ提供ハ(民)一二五七以下、(訴)八一二以下、  
第二、商品ハ(商)九三、

Caisse des consignations.

ケス、デ、コンシニツシオン  
附托所

〔本義〕「ケス」ハ「匣」ナリ今種々ノ用ニ備ヘタル金銭等ノ附  
托チ受ル建物ノ「」ニ用ユ「デ」ハ「」ナリ  
〔釋解〕リト「」千八百十六年四月二十八日設立シタル預  
リ所ニシテ此預リ所ハ特別ニ裁判上ヨリ出ル預ケ金  
又保證金及ヒ人民ノ好シテ爲シタル附托ノ金チ受取  
リ之チ支配スル爲メニ設ケタルモノナリ

Consumation.

コンソマシオン  
消費

Prêt de consommation.

プレード、コンソマシオン  
消費物ノ貸付

〔本義〕「コンソマシオン」ハ「コンソメ」トイフ働詞ノ變シタ  
ル名詞ニテ「コンソメ」ハ羅甸ノ「コンシマレ」ヨリ出ツ「コ

ン「ジツマン」ハ「コム」ト「ジツマ」ト合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「ジツマ」ハ「物」ノ高ノ義「コンジツマン」ハ「高」ヲ成スノ義ニテ「成就スル」ノ意ナリ「コンソマシオン」ハ即チ「成就スル」又「盡ス」コトヲシテ今「物件」ヲ破壊耗盡シテ用ニ供スル所爲「チイフ」アレ「ハ」貸付ナリ（ベノ部五〇）「ド」ハ「ナリ」

〔釋解〕「アレ」ド、コンソマシオンハ用ユレハ必ス耗盡スル物件ノ貸借ニシテ借主ハ其原品ヲ以テ之ヲ返却スル能ハス其原品ニ同シキ物ヲ以テ返却ス

〔參照〕(民)一八七四、性質ハ(民)一八九二以下、貸主ノ義務ハ(民)一八九八以下、借主ノ義務ハ(民)一九〇二以下、

Consorts.

コンソル

共利者

〔本義〕「コンソル」ハ羅甸ノ「コンソルス」ヨリ出ツ「コンソル」ス「ハ」コム「ト」ソルス「ト」合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「ソルス」ハ「運命」ナリ「コンソルス」ハ即チ「同シ運命」ノ人「又」同シ分ケ前チ有スル人「ノ」意ナリ

〔釋解〕一個ノ訴訟中ニ同シ利益ヲ有スル人「チイフ」〇リトレ一個ノ訴訟又ハ一個ノ事件ニ共同ニ利益ヲ有スル人「チイフ」

Conspiration.

コンスピラシオン

陰謀

〔本義〕羅甸ノ「コンスピラレ」ヨリ出ツ「コンスピラレ」ハ「コム」ト「スピラレ」ト合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ



「スピラレ」ハ呼吸スルノ義「コンスチピラレ」ハ即チ「共ニ呼吸シ」又「共ニ謀リ」共ニ密謀スルノ意  
〔釋解〕定立シタル公ケノ權威ヲ顛覆セシメテ目的トスル陰謀ヲイフ

〔參照〕刑八六以下、

トナ

Constitution.

設定

コンスチナウシオン

〔本義〕羅句ノ「コンスチナウシエ」ヨリ出ツ「コンスチナウシエ」ハ「コム」ト「スチナウシエ」ト合成シタルモノニテ「コム」ハ前詞ナリ「スチナウシエ」ハ「立ツル」又「定ムル」ノ義  
〔釋解〕立テ定ムルヲナリ

Constitution d'avoué.

コンスチナウシオン、ド、アウーエ

代訟人ノ設定

〔本義〕「アウーエ」ハ「代訟人」ナリ（アノ部一〇三）（口音）コンスチナウシオン、ダウーエ

〔釋解〕「バシ」レ原告人那ノ詞訟ノ最初ノ呼出狀ニ己レノ爲メニ代訟ヲ勤ムヘキ其代訟人ヲ指シ示ス「チイヒ」又被告人ニ於テモ原告人ヨリ呼出狀ヲ得タルニ付キ己レノ爲メニ一ノ代訟人ヲ設ケ其設ケタル「チイヒ」原告ノ代訟人ニ通知スル「チイヒ」凡ソ呼出狀ニ「コンスチナウシオン、ダウーエ」ヲ書セサルハ其呼出狀ヲ無効ノモノトス

〔參照〕訴六一、七五、

Constitution de dot.

コンスチナウシオン、ド、ドト

嫁資ノ設定

〔本義〕「ド」ハ「ノ」ド「ハ」嫁資ナリ(テノ部六三)

〔釋解〕「バ」レ此語ハ廣ク之チイヘハ夫婦ト爲ルニキ者ノ持チ來リタル物又其者ニ贈與セラレタル物ヲ定ムル夫婦財産契約中ノ「ク」ローズ(箇條ナリ本部三〇)ナリ又別段ノ義アリテ婦ノ某レノ部分ノ財産或ハ總テノ財産ヲ嫁資ト定ムル約束チイフ此約束成リタル上ハ嫁資ト定メタル財産ハ他ニ移轉スルヲ得サルモノトス

〔參照〕(民)一五四二、

Constitution de rente.

コンスナチツシオンド、ラント  
年金ノ設定

Contenieux.

詞訟

コンタンシツ

〔本義〕「ラ」ント「ハ」年金ナリ(エルノ部二五)

〔釋解〕「ダ」ローズ甲カ乙ヨリ元金ヲ受取リ乙ニ無期又ハ有期ノ年金ヲ拂フ契約チイフ

〔參照〕(民)一九〇九、

〔本義〕「コン」タンシツハ羅甸ノ「コン」タンデレ「ヨ」ツ出ツ「コン」タンデレ「ハ」コム「ト」タンデレ「ト」合成シタルモノニテ「コ」ムハ前詞ナリ「タン」デレ「ハ」何々ニ向テ願望スル「ノ」義「コ」ンタンデレ「ハ」即チ「互」ニ力ヲ用ユル「ノ」意  
〔釋解〕「リ」ナツ「ツ」詞訟ナリ「エル」ノ部一一ニ同シ「〇」ハ「レ」法  
律ノ適用又ハ權威ノ所爲ノ上ニ起ル所ノ争事ヲ總ヘ

セノ部

三四三

イフ語ナリ

Contentieux administratif.

コンタンシツ、アドミニストラチフ  
行政上詞訟

〔本義〕「アドミニストラチフ」ハ「行政」ノ義（アノ部三五「アドミニストラシオン」參看）

〔釋解〕行政權ノ管理スヘキ訟件ヲ總稱ス

〔參照〕行政上詞訟ハ千八百六十四年十一月二日布告

Contentieux judiciaire.

司法上詞訟

〔本義〕「ジッヂシエル」ハ「司法」ノ義

〔釋解〕通常裁判所ノ管理スヘキ訟件ヲ總稱ス

Contestation.

コンテスタシオン

Contractuel.

契約上

〔本義〕羅句ノ「コンテスタリ」ヨリ出ツ「コンテスタリ」ハ「コム」ト「テスタス」ト合成シタルモノコト「コム」ハ前詞ナリ「テスタス」ハ「證據人」ナリ「コンテスタリ」ハ即チ「證據ヲ執リテ相争フ」意ナリ

〔釋解〕甲乙ノ間ニ起リタル争訟チイフ

コントラクチウエル

〔本義〕「コントラ」本部八三ノ形容詞ニテ「契約」ノ義ナリ  
〔釋解〕契約シタル「チイフ」

Donation contractuelle.

ドナシオン、コントラクチウエル  
契約上贈與

〔本義〕「ドナシオン」ハ「贈與」ナリ(デノ部六二)

〔釋解〕「コントラ、ド、マリアシ」(夫婦財産契約ナリエムノ部

五)ニ記載シタル贈與チイフ〇リトレ夫婦財産契約中

ニ爲シタル贈與ニシテ夫婦又ハ他人ヨリ爲スモノナ

リ

〔参照〕(民)一〇八一以下、九五九、

コントラダクトアル

Contradictoire.

對審ヲ

〔本義〕羅句ノ「コントラヂセレ」ヨリ出ツ「コントラヂセレ」

ハ「コントラ」ト「ヂセレ」ト合成シタルモノニテ「コントラ」

ハ「反對シテ」ノ義「ヂセレ」ハ「言フ」ノ義「コントラヂセレ」ハ

即チ「人ノ言フ所」ニ反對シテ言フノ意ナリ

〔釋解〕他ノ事柄ニ反對スル「チイフ

シツシツマン、コントラダクトアル

Jugement contradictoire.

對審裁判

〔本義〕「シツシツマン」ハ「裁判」ナリ(シノ部六)

〔釋解〕訴訟人ノ雙方出席シ互ニ相ヒ反對シテ言ヒタル

後ニ於テ爲シタル裁判チイフ然レ法律語ニテハ「コン

トラヂクトアル」ノ語ハ必シモ雙方相反對シテ言フノ

意味トナサザルナリ〇「按」雙方出席シテ吟味ノ後ニ爲

ス裁判ニシテ「シツシツマン、パル、デフォー」(缺席裁判ナリシノ

部六)「シツシツマン、パル、コンナムス」ニ對シテ用ザル語ナリ

(リトレニ據ル)

〔参照〕對審裁判ハ(訴)三四三、四四三、四八〇、